

予算審査特別委員会質疑（3/10）議場

【総務部】 施政方針

女性登用の具体的な比率は？役場内における対応は？

- 松村委員 15番、松村でございます。座ったままで委員長よろしかったですね。はい。施政方針の総務部、7ページの下段のほうから8ページにかけて、男女共同参画社会の形成について町長は述べられております。若者や女性が住み続けたいと思える魅力的なまちづくりを目指す上で重要な施策でありますと述べられておまして、アンコンシャス・バイアスへの気づき、男女双方の意識改革への取組をはじめ、各種審議会、委員会等において女性の積極的な登用を推進してまいりますと述べられています。町職員の管理職の比率も含めて、数字的に現状とそれをどのように変えていこうとお考えになっていらっしゃるのか、お聞かせいただきたいところでございます。
- 政策推進課主幹 はい。政策推進課の谷口です。ただいまの松村委員の質問について、審議会、委員会等についての関係につきましてお答えいたします。現在、審議会委員会の女性登用率についてなんですけれども、令和6年4月1日現在の当町における審議会委員会等の総数は条例に基づいたものになりますが、32審議会委員会、うち女性委員を含む審議会委員会は23あります。総委員数は324名、うち女性委員数は52名となっております、率にしますと16.0%ということで、余り高い率ではないと感じております。登用率を上げる取組としましては、令和6年の4月に女性活躍の推進に向けた各種審議会等委員の女性の登用促進についてという通知を出しまして、全庁的に女性委員の積極的な登用に努めるよう周知をしているところです。令和7年度に向けましても、令和6年度同様にこのような通知を出して、積極的に女性委員の登用に努めるよう周知したいと考えているところです。以上です。
- 総務課長 総務課長の吉田です。職員の管理職の状況について御報告いたします。令和6年4月1日時点の女性職員の割合でございますけれども、農高教員、それから病院医療職を除く正職員の女性職員の割合といたしましては36.3%となっております。このうち管理職の女性の割合は10.9%となっております。職員の採用と配置につきましては、性別に関係なく、職員の能力適性、それから経験をもとに判断しているところでございまして、管理職におきましても同様に能力の適正な評価によるところが基本と考えているところでございます。以上でございます。
- 松村委員 おおむね理解をいたしましたけれども、特に役場の管理職の比率については、まず隼より始めよではありませんけれども、ここがどれだけの割合で女性が管理職としてその能力を発揮する職場であるかということ札幌に向けて発信する。そのためにも喫緊の課題として積極的に取り組んでもらいたいし、今この議論を庁舎内でも流されていると思えますけれども、女性たちに自分たちは中標津町の行政を担う主体として頑張っていかなければならない、中標津町の女性たちの地位と定着を図るためにも自分たちは頑張らねばならない、そのように思っていたいただきたいものだと思います。もしよろしかったら、一言、御答弁をいただければ。
- 町長 御答弁申し上げます。女性の活躍という部分に関しましては、最近の新聞等にもやっと思えるようになってまいりましたけれども、少子高齢化の問題にも十分関係しているんだということはお出しております。登用の問題、それから給与の問題、そして先ほど言いましたアンコンシャス・バイアスのことでもありますとか、女性と男性がまだまだこう格差があるというようなこ

とでありまして、これをどんどんどん少なくすることがですね、将来に向けての非常に重要な部分だというふうには感じておりますので、議員おっしゃるようなスタイルはもう当然なことだというふうに思っておりますので、今後とも力を入れて推進したいというふうに考えております。以上です。

【総務部】 一般会計予算歳出

職員人材確保・育成事業

- 江口委員 11番、江口智子でございます。主要施策番号5番、それから補足説明資料では1ページ、職員人材確保育成事業について質問をいたします。概要を見ますと、原則として大学3年生が1週間の受入れという想定ということになっておりますが、まず大学生が1週間のまとまった休みを取れるのは夏休みとか長期休暇なのかなと、ここを想定しているとしましたら、中標津町においては観光ピークシーズンと重なることから、宿の手配というのは可能かどうか、このあたりどのように考えられているか教えていただきたいと思っております。
- 職員係長 職員係長の上田です。ただいまの江口委員の質問にお答えいたします。本インターンシップの実施時期につきましては、夏休み等の長期休みに限定するものではなく、受入れを希望する学生との調整により、その時期は可能な限り柔軟に対応することを予定しております。この点におきまして、宿泊先の手配が観光需要のために困難となる時期がある場合につきましては、その点も含めまして、学生との調整整理を行う考えでございますので、御理解いただきたいと思っております。以上です。
- 江口委員 はい。ということは夏休みに限らないと。それで、もしもこの時期に1週間行きたいとなった場合に宿がとれないとなったときには、そこは町が積極的に関わって、そういったことも協力をするという認識でよろしいですか。
- 職員係長 はい。ただいまの再質問にお答えいたします。委員のおっしゃるとおり、調整が必要な場合につきましては町のほうで可能な限り対応したいというふうに考えてございます。

職員人材確保・育成事業

- 平山委員長 続いて私のほうから、同じく主要施策5番、補足説明資料1ページですね、地域おこし協力隊インターンシップ、今回普通のインターンシップ制度を提供するということですが、今年度は地域おこし協力隊も多数採用される予定であるということですが、インターンシップ制度の併用というのは考えていないのでしょうか。
- 職員係長 ただいまの平山委員長の質問にお答えいたします。本事業におけるインターンシップ補助金は、インターンシップの受入れを通じて、町政運営への理解促進などを図り、最終的には公務を担う人材、すなわち本町の正職員としての採用につなげることを目的としてございます。一方で地域おこし協力隊は、おおむね1年以上3年以下の期間につきまして、地方自治体の委嘱を受け各種地域協力活動に従事するものとされておりまして、正職員としての任用は想定されておりません。したがって本事業に関しましては、目標とする採用形態の違いから地域おこし協力隊インターン制度を併用することは想定しておりませんので、御理解願います。以上です。
- 平山委員長 再質問させていただきます。地域おこし協力隊のインターンシップ制度は2週間からですね、3か月と短い期間でできる制度なんですけど、以前道内視察の時に中札内村

ではですね、大学生が主に利用して実際に就職まで至ったというケースがあるという話を聞いてきたんですが、主に一般の定着というよりも大学生に知ってもらう機会と考えるんですが、その辺についてはいかがでしょうか。

○職員係長 ただいまの再質問にお答えいたします。地域おこし協力隊インターン制度に2週間以上3ヶ月以下というところの制度を活用いただいた結果として、町の職員に採用になる、あるいはそのまま地域おこし協力隊として採用されるという形はあろうかと思えますけれども、今回の私ども行うインターンシップの補助金としては、あくまで正職員を採用するという前提における補助金でございますので、立てつけ上ですね、おこし協力隊を迎え入れるインターンシップ事業を使って正職員の採用につなげるということは想定は出来ないというふうに考えております。

情報通信基盤運用管理事業

○武田委員 1番、武田です。3番の問題に質問させていただきます。主要施策ナンバー9番の情報通信基盤運用管理事業について質問させていただきます。令和6年度予算、6529万8000円から令和7年度予算として8004万7000円で大幅に増額した要因について教えていただけますでしょうか。

○情報システム係長 情報システム係長の大石でございます。ただいまの質問にお答えいたします。大幅な予算増額の一番の要因でございますが、住民基本台帳の管理ですとか税の計算ですとか、そういったことを行うシステムの運用費が大幅に増額となっているものでございます。こちらの原因につきましては、令和3年に成立しましたいわゆる標準化法と呼ばれる法律がございまして、こちらにつきましては全国の全地方公共団体が対象になる20の業務、戸籍ですとか税ですとか、介護いろいろございますけれども、このシステムについて国の定める標準仕様といった、そういった仕様に対応したシステムへ移行することが、令和7年度までに行うこととして義務づけられているところでございます。本町では来年令和7年度に移行する予定でございますが、このシステムの運用費が国の求める要件がかなりハードルの高いものとなってございます。この要件を満たすことによりシステムの利用料ですとかクラウドの利用料が大幅な増額となって、年間で1100万円ほどの増額となっているところでございます。これが主な要因となってございます。またその他Windows10のライセンスが令和7年度にサポート終了するということがございますので、そのライセンス更新費用等も含めまして、全体として1500万円弱の増額となっているところでございます。以上でございます。

○武田委員 再質問させていただきます。今の要因でいくと国の方針に合わせたところでの対応ということになりますが、全て一般財源から支出されていますが、何か国や道の補助金というのは活用出来ないのでしょうか。

○情報システム係長 ただいまの質問にお答えいたします。この運用費用について大幅な増額になるのは、全自治体ほぼ共通の課題となっております。昨年来からですね、全国知事会ですとか市長会から、この財源について国で措置するよう緊急要請等を行っているところでございます。今年の1月にですね、総務省から普通交付税において措置するというふうな話が出たばかりでございますが、今のところ詳細不明となっておりますが、現在のところはそのような情報が出ているというふうな状況でございます。以上でございます。

行政デジタル化推進事業

- 栗栖委員 はい。3番、栗栖陽介です。ナンバー4、主要施策ナンバー11、行政デジタル化推進事業について質問させていただきます。個人情報流出等のセキュリティー対策は、また、被害に対する補償をする機関はどちらになりますでしょうか。
- 情報システム係長 ただいまの質問にお答えいたします。個人情報が出た際ですね、責任につきましては、どこに責任主体があるかということによるんですけれども、仮に町に責任があったというふうな場合には町の責任となりますし、委託している業者さんですか、システムを管理してる事業者さんの原因に基づくものでしたらそちらの責任となつてございます。また補償内容につきましては、個別の案件により様々あるところがございますので、この場ではちょっと申し上げられないこととございますけれども、一般的に実際個人情報流出したものが悪用されて、その方に被害があったものに関しましては、その分の費用を補償するといったことが、過去例として実際にあったものとございます。以上でございます。

行政デジタル化推進事業

- 長渕委員 はい。ナンバー5番、11番の主要施策で行政デジタル化推進事業について質問します。AIアシスタントbot運用についてだとか、多言語AIチャットサービスの取組はということとございますけれども、職員の町民サービスへの対応で生活スタイルや働き方の多様化、利便性の向上のため、土日祝日、夜間でも行政や病院への問合せなどについて24時間対応は出来ませんが、AIアシスタントbotでの運用をお考えでしょうかということと、また、外国人労働者や留学生が増加する中、多言語チャットサービスでの対応により、中標津町で生活する上での様々な知りたい情報が取得できるような取組をするのでしょうかということとあります。
- 情報システム係長 ただいまの質問にお答えいたします。まず、今回主要施策に挙げさせていただいておりますAIアシスタントbotにつきましては、まず職員で使っているシステムでございます。こちらについてはAIが様々なテキストを自動的に生成してくれるというふうなことで、業務効率化に資するものとして利用しているものとございます。続きまして町民向けのチャットbotのサービスを使うかということにつきましては、こちらについては、現在具体的な導入計画があるですとか、検討中といった状況にはございませんが、委員おっしゃるとおり職員負担の軽減ですとか、住民サービスの向上につながる可能性がある施策であるというふうな認識はしてございます。現在、様々な北海道内ですとか自治体において導入が進んでいるところですが、実際私自身も使ったこととございますが、まだまだ発展途上であるというふうなことを認識してございます。例えば子育て支援策を教えてほしいというふうな回答に対しては、ハローワークが紹介されるとかですね、まだまだ住民の求める回答はされるというふうなサービスにはなっていないというふうな認識でございますが、こちら導入するといった場合にはですね、現在外国人労働者増えている状況でございますので、中標津町で生活する外国人の方に対しても対応できるようなサービスとして検討してまいりたいというふうにご考えてございます。以上でございます。

情報発信推進事業

- 江口委員 はい。11番、江口智子でございます。主要施策番号17番、情報発信推進事業に

ついて質問をしますが、まず冒頭、町長の施政方針の中では、4ページ情報共有について、SNSなどの多様なツールの活用により町民に興味を持ってもらえる効果的な発信手法を検討してまいりますとあります。これを踏まえて、SNSプッシュ型配信、町の公式LINEについて質問なんです、長らく開設当初から、余りこうLINEの画面、ホーム画面のメニューが見直されていないように見受けられます。例えば現在でもコロナワクチン接種情報などが残されており、ほとんど需要がないのではないかとこのように思われるものが残っている一方で、昨年、町でダイヤルインが導入されましたが、ここの課にかけたい、このことでかけたいといったときに、素早くその電話番号を探すツールがありません。LINEに例えば子育てって入れたらそのダイヤルインが出てくるとか、そんなようなもうちょっと利便性に期するような見直しというのは考えられていないのでしょうか。

○総務課長 総務課長の吉田です。江口委員の御質問にお答えいたします。まず公式LINEのトップメニューのボタンの内の一つであります新型コロナワクチンに関わるボタンですけれども、委員御指摘のとおり、既にこのボタンについては役割を終えているなというところで、現在もちょっと、改修作業が滞っている現状がございまして、改修には至っておりませんが、実はこのボタンをですね、今、入替えの検討しております、防災情報に係るボタンに変更していきたいということで検討していたところでございます。具体的にそのボタンを押した結果、どういった画面の展開をさせていくかっていうところの検討を今行っているところございまして、その辺り準備が出来次第、できるだけ早く改修していきたいというふうに考えております。また、御質問のありましたダイヤルインに伴っての電話番号の検索機能というところですが、今、ダイヤルインに関わる周知活動というのは広報紙ですとか、いろいろとその団体に対してのお知らせですとか、あとはホームページのトップのバーナーのところですね、掲載したりとかということで周知を図っておりますけれども、令和7年度についても新たな取組としてもう少し具体的に町民周知ということは検討しておりますが、委員の御指摘のとおり、LINEでの検索っていうのも一つ方法としてはあるかなというふうに今感じたところですので、仕組みがどういう形で構成できるのかというのはちょっとこれから検討しなければならないところでもありますけれども、調査してみたいと考えておりますので御理解をお願いいたします。以上です。

○江口委員 はい。今、ごみを入れると品名を入れると、燃えるごみですとか燃やせないごみですということができるので、何かそれと同じような仕組みが使えるのかなというふうには思っていたんですが、例えばですね、もうちょっとこの町民とのインタラクティブなというか双方向性で、例えばこの機会に低額な有償版に移行して、それで住民からの意見を集められるような、またそういった機能をつけるようなことというのは考えていないのでしょうか。

○総務課長 再質問にお答えいたします。現在、双方向の形でできる仕組みを導入というのは、現時点のところではまだ検討していないというところです。こちらからのプッシュ型の情報発信にとどまっている状況ですけれども、今年の1月の下旬からになりますけれども、児童館の児童クラブ利用の保護者に対しまして、臨時休校等ですね、児童館の対応について随時情報発信する取組を開始したところであります。トップメニューの受信設定ボタンから、児童館情報にチェックすることで受信できることになりますけれども、開始以降、2月上旬の降雪ですとか、また2月下旬の中標津市街地の小学校のインフルエンザによる臨時休校時にですね、児童館の開設時間など保護者にプッシュ型で発信されたことで、早期対応につながったかなというふうに感じておりますので、こういった必要な情報を必要な人にピンポイントで届けられるような、そういった活用もですね、いろいろ工夫して、まず現状LINEの活用方法をもっとしっかりと充実させた上で、その先の検討につなげてまいりたいと考え

ますので、御理解をお願いいたします。

情報発信推進事業

- 栗栖委員 3番、栗栖陽介です。主要施策ナンバー17番、情報発信推進事業について質問いたします。町民から見づらい、非常に検索しづらいとの声を多数聞きますが、ホームページ維持管理費の内訳、ホームページの刷新の考えはありますでしょうか。
- 総務課長 総務課長の吉田です。ただいまの御質問にお答えいたします。はじめに情報発信推進事業の経費の内訳でございますけれども、広報中標津発行に係る経費といたしまして1132万5000円となっております。次に行政情報放送料としまして595万4000円。SNSブッシュ型配信に92万4000円。そしてホームページ管理経費といたしまして178万2000円となっているところでございます。このホームページ管理経費の172万8000円でございますけれども、ベンダーが提供するシステムを運用しておりまして、主な経費といたしましてはサーバー利用料、それから管理システムの利用料、システムの維持管理及び修正対応経費、また自動翻訳機能利用料となっているところでございます。こちらのシステムですけれども、平成27年10月から運用を開始しているものでございまして、委員御指摘のとおり確かに必ずしも見やすい、検索しやすいと言えない部分があることは認識しておりますけれども、一般的なホームページの作りといたしましては、パソコンでの閲覧をメインにしたものですか、またスマホ等の端末からの閲覧をメインにしたものがありますけれども、現状本町ではパソコンでの閲覧を想定した形となっております。現時点ではシステム自体を入れ替えるような刷新を考えておりませんが、閲覧者の利便性向上というのは重要な課題であると認識しております。現行システムにおいても、見やすく検索しやすいホームページを目指すために、職員の意識づけのための取組ですとか、加えて公式LINEで発信する内容のベースの情報のもととなるのが、多くがホームページの内容となっておりますので、その部分も意識した運用となるように、職員とも意識を共有した取組を進めてまいりたいと思っておりますので、御理解をお願いいたします。以上です。

役場庁舎冷房設備整備事業（令和6年度終了）

- 高橋委員 12番、高橋善貞です。ナンバー8で、主要施策の番号が17と18の間にあった米印の部分です。摘要欄の説明を見ると、役場庁舎冷房設備整備事業というのは事業終了になっているんです。昨年の3階の委員会室に続き、今年は住民側が利用するその3階2階の会議室なんかを避難所として、クーリングシェルターの役割を持たすということでやるものだと思っていました。でも、これを見ると令和6年で事業終了、何かまるで3階の議会委員会室のみ優先させて冷房装置をつけたように思われるのもちょっと心外なんですけど、駐車場から見るとあの室外機が物すごく、何台か非常に目立って見えるんですけど、本当にこれ、今後、住民が集まる会議室だとか、その辺、地下の例えば静養室だとか、その辺には冷房の設備をつける意思はないんでしょうか。
- 総務係長 総務課総務係長の川端です。高橋委員の質問にお答えいたします。役場庁舎の冷房設備につきましては、来庁者及び職員の熱中症リスクの軽減を目的として設置したところでありまして、昨年の運用としては、一般町民向けとして、2階においては従来から冷房が設置されている応接室、3階については、3・4号委員会室を6日開放しまして、職員だけでなく来庁者に対しても利用可能としたところでした。気温につきましても令和5年は気温

が30度を超える真夏日が17日ありましたが、令和6年は真夏日が7日となるなど、その年によって暑さが異なる状況もありまして、冷房を設置していない2階3階の会議室には、防災備蓄品のスポットクーラーを配置して、また必要なときは防災備蓄品の扇風機を貸出して対応したところであり、引き続き同様の対応といたく考えているところです。説明は以上です。

○高橋委員 質問は、今後庁舎に冷房設備をつける意思はないということでの判断だと思うんですけど、あのスポットクーラー、異常な音がしてうるさいクーラーで全部対応するというふうになるんでしょうか。私思うんですけど、町民の皆さんというのは2階の応接室に行ってくださいって言って分かりますか。どこにあるか。3階の委員会室まで歩いて行けとは言わないですけど、3階のあの部屋がクーリングシェルターの役割を果たしますって言うても、私はちょっとなかなか理解されないと思うんですけどいかがでしょう。

○総務課長 総務課長の吉田です。ただいまの御質問にお答えいたします。まず庁舎のエアコンの設置ですけれども、一応各階にそういった設備が整うようにということで設置しております。1階については101会議室、2階、3階にもそれぞれ気温が高いときに、来庁者、来庁された方が一時的に避難できるような形での目的で設置したところでありまして。101、時期によって会議室使ってる場合もありますけれども、一般の方が一番利用しやすい場所としては101会議室になるのかなというふうにも考えております。また、3階の301会議室が一番大きいところですが、そちらの設置も一時検討したところもありますけれども、会議室の形状から、今の壁付の形は設置が難しいという判断で、天井のビルトイン式になるようですけれども、またそうなりますと天井の改修工事ですとか、様々経費がかかるということから、今回見送ったところですが、いずれにしましても各階にですね、一応そういった来庁された方が、非常に暑い時に一時的に退避できるような環境を整えたいということでの設置でございましたので、御理解をお願いいたします。

人口減少対策調査研究事業（令和6年度終了）

○長渕委員 はい。ナンバー9番の質問です。長渕です。主要施策が21-2の米印のところ、人口減少対策調査研究事業ということでありまして、ここの部分が事業終了となっております。今後の対策に向けた事業はどんなふうになっているのかなということをお聞きしたいです。現在、中標津町に支店や営業所、そういうところを構えている企業や、このエリアで事業展開しようとしている会社などに対して、事業所の拡大や支店を構えるなど、そういうところがあつたらですね、そういうところにアプローチするという必要だと思いますけれども、そういうところの調査っていうのは終えていたのでしょうか。

○企画調整係長 はい。企画調整係長の伊與部でございます。ただいまの長渕委員の御質問にお答えを申し上げます。この人口減少対策についてでございますけれども、まず人口減少対策調査研究事業につきましては、令和4年度から6年度の3年間での調査分析、また、今後の有効な対策立案に向けた方向性が一定程度、方向性が見えたところでございますので、事業終了としているところでございます。これにつきましては、これまでも御説明させていただいているところでもございますが、若者女性に魅力的な雇用の創出情報発信、また、若者女性に選ばれる地域づくり、子育て環境の充実、この3つの大きな方向性に基づいて人口減少対策、特に有効なものとして進めていくといった考え方になってございます。それぞれ調査事業として事業として大きく行っていくことについては終了してございますが、今後はこの

方向性に基づいて各部局においてですね、取組を推進していくものと考えてございまして、ただいま長渕委員から御質問いただいた部分につきましても、事業所の誘致等に関する部分で経済部局との調整も必要になってくる部分もございしますが、政策推進課の事業として、一つ7年度に予定をしているところで申し上げますと、まち・ひと・しごと推進事業、こちらについては地域課題解決といったところを官民連携で進めていくものになりまして、事業者が当町の中ですね、地域課題解決に資するものとして新たに取り組む事業に対する初期投資費用を支援するものでございますので、この中で事業所の新設であったり、新たな事業への投資といったものも対応できるというふうに考えてございます。以上でございます。

○長渕委員 はい。再質問というかですね、させていただきます。若者だとか女性ということも当然大事なんですけれども、とにかく中標津に働く場所というのがなければ、そういう人たちがここにとどまらないということがありますので、ぜひそういう企業だとか、そういうことの誘致だとか拡大、今あるものを最大限使えるような、そういう調査をしながら生かしていただきたいと思っております。よろしくをお願いします。

若者定住促進事業

○江口委員 11番、江口智子でございます。主要施策番号22番、若者定住促進事業について質問させていただきます。この中で若者のU I Jターンの促進を図るという部分、目的にありますけれども、町の出身者がこれを希望した場合、もしも三大都市圏の在住者でなかったとしたならば、そのとき町はどのように、交通費とかを負担してでも来ていただくのか、それともやはりこの都市圏に在住者でなければ要件に当てはまらない場合はお断りをするのか、その辺りの姿勢はどのように考えておられますか。

○企画調整係長 企画調整係長伊與部でございます。ただいまの江口委員の御質問にお答えを申し上げます。御質問の趣旨として、この若者定住促進事業で委託をする地域おこし協力隊員が町出身だったかどうかといった部分の御質問かと受けさせていただきますけれども、やはりこちらにつきましては、国の制度に則って地域おこし協力隊として運用が可能な範囲での対応を考えているところでございまして、応募いただいた方がですね、町の出身者であった場合につきましては、非常にうれしいことだというふうに考えてございますが、ただやはり地域要件のところでは三大都市圏であったり、北海道内であれば札幌等になるかと思っておりますけれども、これを満たさない場合ということにつきましては、残念ながら地域おこし協力隊として委託するというのは国の制度上認められないという形になりますので、ちょっとこの事業の中での協力隊員の委託というの見送る形になるかというふうに考えてございます。

○江口委員 はい。11番、江口智子です。その際、せっかくUターン、町に帰りたいたいという思いを抱いた方に対して、地域おこし協力隊としてではなく、例えばこのような形であれば町に戻って来ることが出来ますという、その代替策というようなものは何か考えてありますか。

○企画調整係長 はい。ただいまの江口委員の御質問にお答えを申し上げます。もし仮にそのようなパターンがあった際にはですね、例えば、町職員として活躍する可能性もあるかと思っておりますし、町内企業、当町においても企業情報冊子というものを作って情報発信をしているところでございますので、そういったものを提供させていただいて、法の制度の中で職業の紹介というものをどこまでできるかというのもございますけれども、その範囲の中ですね、必要な情報の提供というものには努めてまいりたいと考えてございます。

若者定住促進事業

- 武田委員** はい。1番、武田開人です。主要施策ナンバー22番、補足説明資料の10ページ、若者定住促進事業について質問させていただきます。若者との交流イベントについて、1年間で3回のイベントを見込んでいますが、イベント1回当たりの見込みの経費はどういった規模になりますでしょうか。また、もう1点、協力隊員1名での事業の実施となりますが、協力隊員1名で見込む事業成果を得られるのかどうか、そういったところの根拠としてですね、1名とした根拠を教えてくださいと思います。
- 企画調整係長** はい。企画調整係長伊與部でございます。ただいまの武田委員の御質問にお答えを申し上げます。イベント1回当たりの見込み経費、まずこちらについてでございますけれども、大きく分けてこちらの事業につきましては、若者のにぎわいを創出する事業と交流を創出する事業とに分けてございますけれども、交流事業につきましては、およそ1回当たりですね、20万円から25万円程度の経費を想定しながら、状況に応じて適切に予算執行してまいりたいと考えているところでございます。また、協力隊員1名の根拠についてでございますけれども、こちらにつきましては、武田委員が御心配されますようにですね、この協力隊1人でどこまでのことができるのかというのは、非常に我々としても注意を払っていくべきであろうというふうに考えているところでございまして、町のサポートであったり計上させていただいてございます、別の事業で計上させていただいてございますけれども、サポート体制を構築しながらですね、協力隊員と一緒に町、またサポート体制、サポート委託をする事業者とともにですね、この若者定住の事業をつくり上げていくということを想定してございます。そのため協力隊については1名ではございますけれども、まずはスモールスタートということで、小さな取組から始めていくといった形を想定しているところでございますので、御理解をいただけたらと考えてございます。

若者定住促進事業

- 阿部沙希委員** 2番、阿部沙希です。主要施策ナンバー22、若者定住促進事業について質問させていただきます。活動する地域おこし協力隊員1名（委託型）のイベント企画運営は、委託隊員が主体的に行うことは出来ますか。
- 企画調整係長** はい。企画調整係長伊與部でございます。ただいまの阿部委員の御質問にお答えを申し上げます。企画運営について隊員が主体的にできるかといった部分でございますけれども、地域おこし協力隊の全国での活躍されている事例を見ていきますと、やはり全国の中で町のにぎわいを創出するイベントの企画であったりとか、そういったもので活躍されている方が一定数おられているのは事実でございまして、この募集をさせていただいて面接をして選考していく段階において、そちらの部分の適性、応募していただいた方がですね、その適性がしっかりあるのかといった部分は、しっかり見ていく必要があるかと考えているところでございます。その上においてですね、やはりこの協力隊員1名に全てを任せるといった形ではなくて、町のサポート体制、また委託する業者におけるサポート体制もしっかり構築した上で、全体としてこの企画運営を、あくまで協力隊員主体でございましてけれども、行っていくといった考えでございまして、御理解をいただけたらと考えてございます。

まち・ひと・しごと創生推進事業

- 江口委員 はい。11番、江口智子です。主要施策番号24番、まち・ひと・しごと創生推進事業について質問をいたします。まずですね、先ほどの22番と同様、地域おこし協力隊フリーミッション型につきまして、こちらもやはり三大都市圏在住者外の方が応募された場合には、やはり町出身者であっても対象外ということは同じということで、まず1点確認をお願いいたします。
- 企画調整係長 企画調整係長の伊與部でございます。ただいまの江口委員の御質問にお答え申し上げますが、御認識のとおりでございます。
- 江口委員 はい。11番、江口智子でございます。続きまして③のお試し地域おこし協力隊についてなんですが、こちら括弧書きで、プログラム参加者の当町までの往復旅費は自己負担とあります。自己負担の理由について教えていただきたいと思います。
- 企画調整係長 はい。企画調整係長伊與部でございます。ただいまの江口委員の御質問にお答えを申し上げますが、お試し地域おこし協力隊の制度につきまして、まず旅費が自己負担になっている理由でございますけれども、まず、こちらについては国の制度に則って特別交付税措置を受けながら実施をするものでございますけれども、国の制度においてこの参加者の旅費については対象外とされているところでございまして、こちらがまず1点目の理由となっております。また、国の制度を受けた上でですね、当町として仮に協力隊員に対して旅費を支給したとした場合につきまして、お試し制度で来ていただいた場合につきましても、やはり将来的には地域おこし協力隊員としての雇用を想定して来ていただく方になってございますので、それなりの自己負担をしながらでも来ていただくといったところですね、ある種、参加いただく方の責任も生じた上で行っていくということが、安易に参加するのではなくてですね、そのミスマッチを防ぐ要素にもつながっていくと考えてございます。そのような理由からですね、国の制度に則った中ではございますけれども、あくまで参加者の旅費については自己負担として行っていくといった考え方で整理をしているところでございます。以上でございます。
- 江口委員 はい。ただいまのミスマッチを防ぐというところでは、この制度の意義というものは理解しました。先ほど平山委員長から2番目の人材確保のところ、地域おこしインターンシップ制度についての質問がありましたが、例えばこちらの制度をこの事業に活用するというふうなことというのは難しいのでしょうか。そうしますと旅費等も含めて、交付税の中で賄えるというふうに認識していますが、いかがでしょうか。
- 企画調整係長 はい。企画調整係長の伊與部でございます。ただいまの江口委員の御質問にお答えを申し上げます。地域おこし協力隊のインターン制度につきましては、御認識のとおりですね、滞在期間が2週間以上3か月未満といった長期の期間となっております。当町として7年度協力隊制度をですね、幅広に広げて新たに取り組んでいく上では、まずはお試し地域おこし協力隊制度に参加者も参加しやすい形ですね、進めてみようといったところを考えているところでございます。インターン制度につきましては、このお試し地域おこし協力隊制度の状況も見ながらですね、次年度、8年度以降ですね、取組可能性について検討してまいりたいと考えてございます。
- 江口委員 はい。ただいまの答弁で理解をいたしました。先ほど平山委員長もおっしゃっていましたが、中札内村にちょうどこの制度を活用しているということで視察に行った際、村の名前も知らないような首都圏在住の大学生ですとか、それから社会人の方が検索をかけることで村の名前を初めて知って、村に足を運んでくれるきっかけとなったというふうなこと

もありましたので、ぜひ令和8年度以降、この制度も併せて考えていただきたいというふうに思います。質問じゃなくてすみません。

まち・ひと・しごと創生推進事業

- 武田委員** はい。1番、武田開人です。主要施策ナンバー24番、まち・ひと・しごと創生推進事業について質問させていただきます。この中で予算の中で協力隊員の方が2種類の目的で10名と2名、合わせて12名とされていますが、この12名とした根拠を教えてください。今の人員から大幅な増員になると思いますが、ある種、希望を込めた人数なのか御説明をお願いします。
- 企画調整係長** はい。企画調整係長の伊與部でございます。ただいまの武田委員の御質問にお答えを申し上げます。協力隊員計12名の数字の根拠でございますけれども、まず内訳としまして、フリーミッション型が2名、企業派遣型が10名となっておりますが、企業派遣型10名につきましてはですね、補足説明資料のほうでも触れさせていただいております、7年度に企業派遣を予定しております、ふるさと開拓ラボ様との協議によりまして最大10名といった体制を構築していくといった形でございますので、予算上10名を計上しているといった形になってございます。また、フリーミッション型の2名についてでございますが、こちらにつきましては、当町にとって7年度、協力隊員としての委託型、またフリーミッション型というのを初めて取り組むところでございますので、いきなり幅広に広げるのではなくてですね、まず2名といったところから始めて少しずつ状況見ながら広げていくという考え方のもですね、まずは2名といった形で計上させていただいているところでございまして、計12名といった積算根拠になってございます。以上でございます。

まち・ひと・しごと創生推進事業

- 平山委員長** 私のほうから同じく、24番まち・ひと・しごと創生推進事業についてですが、②番地域おこし協力隊サポート委託に係る経費においてですね、想定するサポート内容の中に、町民向けの活動報告会の開催とありますが、その上段ですね、企業雇用する企業派遣型については、上司・同僚によるサポートを基本としますというふうになってはいますが、この企業派遣型の地域おこし協力隊員については、町民向けの活動報告会には参加しないということでしょうか。
- 企画調整係長** 企画調整係長伊與部でございます。ただいまの平山委員長の御質問にお答えを申し上げます。協力隊員の活動報告につきましては国のほうにおいてもですね、積極的に地域住民に対して周知を図っていくことが推奨されているところでございまして、企業派遣型、委託型問わずですね、町民の方々に積極的な情報発信、各種この活動報告会であったり、また各種SNSホームページ等を通してですね、機会を設けてまいりたいと考えているところでございます。活動報告会につきましては、特にそのうち、委託型の隊員については個人で動かれることが多いということもございまして、なかなかちょっと活動が見えにくいというところもございまして、まずはそちらについて重点的にといった考え方を持っておりますけれども、企業派遣型の方々につきましてもですね、町民の方への説明状況だとか踏まえながらですね、活動報告会の参加というものも検討してまいりたいと考えているところでございます。以上でございます。

まち・ひと・しごと創生推進事業

- 阿部沙希委員 2番、阿部沙希です。20、主要施策番号24、まち・ひと・しごと創生推進事業について質問させていただきます。詳細な説明をといたところでしたが、主要施策補足説明資料の15ページ、(3)になります。三者による包括連携協定についてですが、社員を自治体に一定期間、6か月から3年派遣しという記載がありましたが、せっかく来ていただいた株式会社ネオキャリア様からの社員1名は、令和7年2月1日から令和10年1月31日までの派遣期間とのことですが、一定期間とは令和7年2月1日から最短で6か月後の令和7年7月31日で契約が終了することがあるということでしょうか。この辺りをもう少し詳しく教えていただきたいです。
- 企画調整係長 はい。企画調整係長の伊與部でございます。ただいまの阿部委員の御質問にお答えを申し上げます。地域活性化起業人に関する御質問だというふうに考えてございまして、こちらに記載しております一定期間、6か月から3年といったものにつきましては、あくまで国の制度の立てつけ上、6か月以上3年以内になさいといったものとなっております。制度の説明で記載をさせていただいたところでございます。ネオキャリア様からの派遣いただいております社員の方につきましてははですね、まずは単年度ごとの更新という形になってございますけれども、原則的には令和10年1月31日までといったことですね、お話をしているところでございますので、6か月でという形は現状のところ話として出てきていないといった形になってございます。以上でございます。

ふるさと応援制度推進事業

- 江口委員 11番、江口智子でございます。主要施策番号25番、ふるさと応援制度推進事業について、3点にわたって質問をさせていただきます。1点目は、委員会の中でも何度か説明をさせていただいております現地決済型の導入時期について、大体見えてきているか、その状況について、説明をお願いいたします。
- ふるさと応援係長 ふるさと応援係長の佐々木です。ただいまの江口委員の質問に回答させていただきます。ふるさと納税の現地決済型の導入時期につきましては、今年の6月に総務省のほうから発表ありました、ふるさと納税の制度の改正の一つでポイントの制度というのが、今年の10月からポイントの付与というのが禁止されます。そういったことを見越してですね、一応、今年度、令和7年度についてはふるさと納税の寄附の波と申しますか、そういったものが9月と12月、2回にわたって来るかと予想されております。こちらの予想に合わせるようにですね、そちらの書き入れ時と言いますか、寄附の申込みが多い時期に間に合うような形で進めたいと考えております。以上です。
- 江口委員 はい。11番、江口智子です。9月12月、利用の多いときに山を張るということなんですけれども、せんだって弟子屈町、当町に先んじて現地決済型を導入しておりますが、町内の事業所40か所ほどが登録はしているものの、なかなかその寄附に結びついていない実態があるということでお話を伺ってきました。中標津に関しましては、やはりビジネスユースで来られるような宿泊客等が多いと思われまので、そういったところを表に出してPRをしていくと目にとまりやすいのではないかと思います。そういったPRの戦略的なものは何か考えられていますでしょうか。
- ふるさと応援係長 ただいまの江口委員の質問に回答させていただきます。現地決済型のふるさと納税につきましては、今のところ展開としては、まずは地場産品という条件がありま

すので、まずは宿泊事業者向けに展開をしてきてきたいと思っております。そういった部分ですね、どういったPRかっていうところですが、宿泊についてはカウンター等にポップとですね、チラシ等を配布することで、実際に宿泊に来た方がこの宿泊施設については、ふるさと納税現地決済型のふるさと納税やっているんだということで、その場ですね、確認できるような展開を進めていければなと考えております。

○江口委員 はい。実際に目にさせていただいて手に取った方が、その場ということ非常に良い戦略だと思います。期待をしております。続いて2点目に移りますが、説明の中では、クラウドファンディング型ふるさと納税の導入を進めるとありますが、具体的にどのような形で進められるのかについて伺います。

○ふるさと応援係長 ふるさと応援係長の佐々木です。ただいまの江口委員の質問に回答させていただきます。まだ、現在クラウドファンディング型ふるさと納税については、どういった形で進めるかというところで検討を進めている段階なのですけれども、まずは一番最初ですね、中標津町の事業の中で、既存事業の中でですね、クラウドファンディング型の展開ができるか探して、その中でまずはどういった事業を対象にするかというところですが、まず、ちゃんと町民に共感を得られるものであること、そして実際に町に対するPR効果が期待できるものであること、そして実際の寄附額の目標額等ですね、そちらがしっかり明確に設定できること、そして寄附に対して過剰な対価を必要としないもの、そして原則単年度で完了するものということで、今案として検討しているものでございます。以上です。

○江口委員 はい。分かりました。またこの流れについては、委員会の中で意見交換等やっていければと思います。続いて3点目ですが、説明資料3番、開町80年ウイスキープロジェクトについて質問させていただきます。令和6年度も後半ぐつと、このプライベートカスクにより、寄附額がもういよいよ2億が見えてきたというところで、新年度3億に挑戦という流れになっているんだと思いますが、説明の中ではこの中標津町産の大麦を使ったウイスキー樽を購入するというふうにあります。この樽の購入数、それから返礼品として、熟成が終わって返礼品として出す際に、幾らぐらいの寄附額を予定されているのかについて伺います。

○ふるさと応援係長 ふるさと応援係長の佐々木です。ただいまの江口委員の質問に回答させていただきます。まず、ウイスキーの内容ですが、こちらについては250リッターの樽を1樽準備する予定です。こちら最終的には5年間熟成となりまして、ある一定のアルコール度数にさせますので、原酒としては今63%のアルコール度数のものを45%にまで薄めて、最終的にはですね、700ミリリットルが430本程度できる予定となっております。こちらの価格についてはですね、ウイスキーというのは年度熟成されるほど価値というのが上がりますので、現時点で、この数字で寄附帯のほうを設定しようというイメージはないんですけれども、そこについては5年後のですね、しっかり熟成が完了したタイミングで市場の価格等も見ながらですね、設定させていただきたいと思っております。以上です。

ふるさと応援制度推進事業

○佐野委員 はい。13番、佐野でございます。主要施策の25番、ふるさと応援制度推進事業について、御質問させていただきます。今回先ほども言っていましたけれど、ウイスキープロジェクトなどの新しい返礼品に向けて、いろいろと動いていらっしゃるんですけれども、この返礼品を出している事業者、これだけじゃなくて、現状、今61事業者の方が関わっていると思うんですが、やりとりとか関わりというのは、全て中間事業者にお任せなのか、それとも行政側のほうも参加しての3者でやっているのか、まずそこを教えていただければ

と思います。

○**ふるさと応援係長** ふるさと応援係長の佐々木です。ただいまの佐野委員の質問に回答させていただきます。ふるさと納税の事業につきましては、令和5年度にプロポーザル審査会を実施しまして、今、中央コンピューターサービスとの委託契約のもとで運営しておりまして、その業務の中です、返礼品提供事業者との発注配送に係る業務であったり、返礼品の開発、募集であったり、返礼品協力事業者の育成、そして問合せ等に関しては委託の仕様書の中に含まれております取組となっておりますが、そこにつきましては、こういった展開をしていったらいいかというのは、もう中央コンピューターサービス委託先にお任せということではなく、毎月です、中央コンピューターサービスさんと定例の打合せを実施しております、こちらからもです、こういったものが開発出来ないかとか、他の自治体の情報等を収集しながらです、このような展開ってどうなんだろうと、そういった部分で協力させていただいております。基本的にはなので、返礼品提供事業者の方との連絡調整というのは基本的にはもう中央コンピューターサービスさんがやられております。しかしながら、こちらでもです、中間事業者に言えない質問等も、問合せしづらい質問等もありますので、そちらについては中標津町役場のほうに連絡が来た際、柔軟に対応させていただいております。以上です。

○**佐野委員** 先日、芽室町のほうに視察行ったときにです、中間事業者もそうですけれども事業者同士が、事業者と返礼品の事業者数が事業者の方々が集まっての意見交換とか懇親を持っていて、その中からコラボだとか新しいアイデアも出てくるってことを考えると、もう少し自由になっていい言い方があっていいのかどうか分からないんですけども、いろんな広い目で見られるような形を作ってあげるほうが、新しい商品開発につながっていくのではないかなと思うんですけども、そういった部分では、町としても関わっていくって形の中でもよろしいのでしょうか。

○**ふるさと応援係長** 再質問に回答させていただきます。そちらについては、もちろん町も関わらせていただきます。今現状としましては、そういった意見交換できる場としまして返礼品提供事業者向けの会議というのは、年に1度、まず開いております。そういった部分です、事業者等のコミュニケーションを図れるような場所は設定させていただいております。佐野委員おっしゃるとおりです、事業者様からもそういった返礼品事業者同士で意見交換できる場所が欲しいなという要望をいただいておりますので、その事業者会議の中で、そういった部分がもう少し、返礼品提供事業者の理想になるような形でバージョンアップしていきたいと考えております。以上です。

○**佐野委員** 意見交換されているっていうのはいいんですけど、その芽室町のやつは懇親会的な形でっていう、もっと砕けた形の中のほうが、いろんなアイデアって出てくるような気がするんで、一度そういうのも試してみるのもいいかなっていうふうには思います。ということで、質問ではなくて申し訳ないんですけど、以上で終わります。

協働のまちづくり推進事業

○**阿部隆弘委員** 6番、阿部隆弘でございます。施策番号27番の協働のまちづくり推進事業につきまして、御質問させていただきます。しるべカフェの内容、もし分かれば御説明願いたいと思います。よろしくお願いいたします。

○**政策推進課主幹** はい。政策推進課の谷口です。ただいまの阿部委員の質問にお答えいたします。しるべカフェについてなんですけれども、協働のまちづくりを推進していく取組の一

環ということで、町民のまちづくりへの関心を高め、対話による協働のまちづくりの推進、交流を通して幅広いつながりを築くことなどを目的としまして、年3回しるべっとの町民ホールで開催を予定しております。毎回まちづくりに関するテーマを決めまして、ワークショップ形式で来ていただいた方が楽しみながら、町民の皆さんと意見交換する場ということで設けたいと考えております。また、ワークショップにつきましては、町民の皆さんから様々な意見を引き出せるように、中標津町民活動ネットワークにファシリテーターの派遣を依頼し、協働のもと実施する予定で考えております。以上です。

○阿部隆弘委員 再質問させていただきます。周知方法についてはどのように考えておりますか。

○政策推進課主幹 政策推進課の谷口です。ただいまの阿部委員の再質問にお答えいたします。周知方法についてなんですけれども、まずはやはり町の広報紙ですとか、町のホームページ、あとはLINEなどのSNS、あとはちょっとチラシのようなものを作って、公共施設の窓口などに配布というところを考えております。

関係人口創出事業（地域間交流推進）

○阿部沙希委員 2番、阿部沙希です。主要施策ナンバー32、関係人口創出事業について質問をさせていただきます。川崎市との連携に関しまして、事業の具体的な内容を教えてください。

○ふるさと応援係長 ふるさと応援係長の佐々木です。ただいまの阿部委員の質問に回答させていただきます。こちらの川崎市との連携の部分に関しましては、大きく二つの事業となっております。まず一つは、川崎市ジュニア文化賞受賞児童交流事業ということで、川崎信用金庫が主催しております作文と絵画のコンクールのこちらのですね、受賞者を対象に小学生12名、基本的には12名なんですけれども、そちらの受賞のですね、副賞として中標津町、姉妹連携を結んでおります中標津町への訪問の研修というのがございまして、そちらの取組の予算となっております。もう一つが川崎市民まつりの出店費用となっております、こちらは平成元年より参加しておりまして、中標津町の特産品等をですね、川崎市の最大級のお祭りであります川崎市民まつりにて物販し、中標津町のPR、中標津町の認知度向上に取り組んでいる事業となっております。以上です。

防災減災対策等強化事業

○江口委員 はい。11番、江口智子でございます。主要施策番号47番、防災減災対策等強化事業、防災備蓄について質問をさせていただきます。政府の指針ではスフィア基準により、避難所のトイレは20人に一基というふうにされておりますが、昨年能登半島地震では、レンタルトイレが到着するまで3日を要し、それまでトイレが非常に困ったというふうに報道されておりました。それまでの期間は自治体または個人が備える携帯トイレでしのがなくてはならない状況になりますが、それを踏まえて、当町における携帯トイレの備蓄計画について伺います。

○防災係長 防災係長の太塚です。江口委員の御質問にお答えいたします。携帯トイレの備蓄計画についてですが、中標津町では避難者想定3000人をもとに、1人1日5回とし、3日間で15回、その3000人分で4万5000回を目標数としています。現状約7700回備蓄しておりますが、なるべく早く目標数に届くよう、効果的な予算執行に努めてまいりたいと考えてお

ります。以上です。

- 江口委員 はい。防災備蓄品については使用期限等もあろうかと思いますが、携帯トイレに関しては何年というふうに、購入している物品には期限というのはあるんですか。
- 防災係長 防災係長の犬塚です。江口委員の御質問にお答えいたします。期限についてですが、商品にもよりますが約10年から15年のものになります。以上です。

地域防災力向上事業

- 宗形委員 10番、宗形一輝です。主要施策番号48番、地域防災力向上事業ということで、主要施策補足説明資料の事業内容の2の耐震改修等補助事業だったんですけれども、工事を行う事業者に対して一部補助するということなんですけれども、167万8000円計上されております。この補助事業なんですけれども、一体どういうメニューで1年間でどのような件数を想定してるか、ちょっと詳細な説明をいただきたいと思っております。
- 防災係長 防災係長の犬塚です。宗形委員の御質問にお答えいたします。予算の内訳、件数でございますが、耐震診断2件、補強設計1件、耐震改修1件、除却工事1件を想定しております。補助額については耐震診断が8万9000円、補強設計が10万円、耐震改修及び除却工事がそれぞれ70万円となっております。御説明は以上です。

屋外拡声装置設置事業

- 佐久間委員 はい。8番、佐久間ふみ子でございます。主要施策の49番、屋外拡声装置設置事業について質問いたします。補足説明資料のですね、5の効果について載っているんですけれども、屋外で情報収集が困難な児童生徒であるとか、町民への情報伝達手段として活用されますけれども、そういうJアラートとか緊急地震速報等の放送以外に、町からの緊急情報等の発信にも活用できると載っています。この活用内容についてお伺いします。
- 防災係長 防災係長の犬塚です。佐久間委員の質問にお答えいたします。御質問のあったJアラートや緊急時通報以外の町から発信する情報といたしまして想定しているところでありますが、例えば大雨の洪水のときに避難指示等の地域への放送など、町民に対してですね、緊急に発信する必要がある内容のものを想定しております。説明は以上です。

屋外拡声装置設置事業

- 高橋委員 はい。同じく主要施策の49番、中標津町の屋外拡声装置設置事業についてなんですが、中標津町には景観計画に基づく携帯電話基地局設置に係る指導指針というのがあるんです。これは全道で先駆けて中標津町が作った指針なんですけど、これは平成19年に作られているんです。この中を見ると、10メートルを超える携帯電話の電波塔など、などですよ、の場合は、町と事前協議をして近隣住民へ周知し同意を得ることというふうに記載されているんですけれども、近隣住民に対する同意をこれから得るといふ考えなのでしょうか。
- 防災係長 防災係長の犬塚です。高橋委員の御質問にお答えいたします。まず中標津町景観計画に基づく携帯電話基地局設置に係る指導指針に係る部分として、中標津町景観計画に基づく工作物としての届出対象で、事業の形態から景観形成基準は携帯電話基地局設置に係る指導指針を参考に景観形成基準に適合となるよう、景観担当係と協議を進めているところであります。町内会への説明についてですが、5月の全町連の総会で説明させていただきたい

と考えております。御説明は以上です。

- 高橋委員 12番、高橋です。いや全町連の総会のときに説明をしたいという意味はよく分かったんですが、もう1点、これ主要施策の説明資料の27ページに設置場所、計画している設置場所の図面があるんです。それを見ると、避難所になっている場所もありますし、人が集まる公園の場所の中にもあるんです。そうすると、26ページの図面を見ると、専門用語になるかもしれません。この埋設深さ、根入れ深さとも言いますが、それが全て2.8メートルで統一されているということなのかなと思って見たんですが、この15メートル近い拡声機の何て言うんでしょう。電柱の大きくしたようなやつに対して、各設置場所で地質調査をしなくても全部同じ深さでいいというふうに判断しているのでしょうか。お願いします。
- 防災係長 防災係長の犬塚です。高橋委員の御質問にお答えいたします。強度の検討段階ですね、設計ではですね、普通土質よりも厳しい軟弱土質として安全率を算出しておりますことから、現状十分な安全性は確保されているものと考えております。御説明は以上です。
- 高橋委員 はい。12番、高橋です。今の説明だと、地質調査をしなくても地盤の強さが分かっているってということになります。本当に大丈夫なんでしょうか。掘らない、そのまま地表を見て、ここの地盤は強いとか弱いとか、それはちょっと危険じゃないかなと思うんです。それともう一つ、私東中に住んでるんですけど、東中のこのりんどう公園というのは非常に地盤の悪いところで、周りの東中公営住宅の照明灯と今度街路灯を見てほしいんですけど、みんなひん曲がっているんですよ。何かそんな中でこの15メートル近い物を建てるっていうのは、どうもちょっと不安なんですけれど、それについても問題ないというふうにお考えなのですか。
- 防災主幹 防災主幹の天神でございます。高橋委員の御質問につきましてお答えいたします。現場につきましては、委託業者の専門員のほうが現地を確認しておりまして、実際工事が始まりましたら、音が伝わる設計の範囲内で設置場所を変更する、または設計変更により対応することと考えておりますので、説明につきましては以上となります。
- 高橋委員 地質とかその辺の構造的な問題は分かりました。最後にですけど、拡声装置のバッテリーっていうのは、確かこの図面の一番下のほうについているのがバッテリーだと思うんですけど、このバッテリーの交換年数っていうのは何年に一度ぐらい必要なんでしょうか。
- 防災係長 防災係長の犬塚です。高橋委員の御質問にお答えします。バッテリーについては、10年程度性能が維持されるということから、10年後の交換を見込んでおります。御説明は以上です。

屋外拡声装置設置事業

- 松野委員 はい。9番、松野でございます。同じく屋外拡声装置設置事業のことの中で、設置される図面を見ますと、バッテリーとか入っているところが1.5メートルぐらいの高さというところになっていると思うんですけども、それは子供たちでも手を伸ばせば容易に手が届く場所、高さであると思うんですよ。それで周りに柵を作るとか安全対策、子供たちがいたずらをしたりとかですね、それから何か危害が及ぶとか、そういうような安全対策を練っているのでしょうか。
- 防災係長 防災係長の犬塚です。松野委員の御質問にお答えします。機器収納箱についてですが、機器収納箱はステンレス製の箱で扉には鍵をつけて常に施錠をして、いたずら防止の対策を講じてまいりたいと考えておりますので、御理解をいただきたいと思っております。
- 松野委員 周りに柵とかそういうのはつける予定ではないということですか。

○**防災係長** 防災係長の大家です。松野委員の御質問にお答えいたします。現状、柵等の設置は考えておりませんが、周りの状況や機器収納箱のですね、いたずらとかが発生した場合は柔軟に対応していきたいと考えております。

屋外拡声装置設置事業

○**江口委員** はい。11番、江口智子でございます。同じく屋外拡声装置設置事業について何点か質問させていただきます。実際に災害が発生した際の情報伝達の組織体制というのは、どのようになっているのでしょうか。

○**防災係長** 防災係長の大家です。江口委員の御質問にお答えいたします。災害発生時の情報伝達の組織体制についてですが、住民への情報伝達をする場合がございますが、中標津町地域防災計画にも定められているとおり、町・道及び防災関係機関とは地域の実情に応じ報道機関への情報提供をはじめ、緊急速報メール、登録制メール、IP告知システム、広報車両、インターネット、SNS、掲示板、印刷物など、あらゆる広報媒体を組合せ、迅速かつ適切な広報を行うものとしております。また、住民に対する広報の方法としましては、こちらも地域防災計画に定められておりますとおり、総務対策部が主管となりまして、登録制メール、各種SNS、コミュニティーFM放送を活用した緊急割り込み放送、緊急速報メールなどを活用して情報発信を行います。御説明は以上です。

○**江口委員** はい。今の説明でFMはなの割り込み放送という、J-ALERTと同じスマホから聞こえるものと同じ音色が流れるということですが、1回目の吹鳴の際に急に町内13か所で鳴ると、幾ら町内会の総会で声をかけても、情報が行き渡らない方もいると思います。それで1回目の吹鳴の時期、それからそれまでの町民への周知というのは、どのような体制を考えていますか。

○**防災係長** 防災係長の大家です。江口委員の御質問にお答えいたします。この屋外拡声装置の吹鳴につきましてですが、現状、屋外拡声装置が今ない状況で緊急的な情報については、先ほども御説明いたしましたとおり、登録制メールや現状のコミュニティー放送の緊急割り込み放送を活用した放送などを現在も実施しております。そこにですね、この屋外拡声装置の方法が一つ加わるということで、タイミングとしては同じタイミングになるかと考えております。御説明は以上です。

○**江口委員** はい。そうしますと月に1回ぐらい試験放送で、LINEでも文字だけが来ますが、はなでは実際割り込みで試験をしていると思います。それが同じタイミングで町内にも鳴り響くことになるという考え方ですか。

○**防災係長** 防災係長の大家です。江口委員の御質問にお答えします。委員のおっしゃるとおり現状の方法となっております。

○**江口委員** はい。11番、江口智子です。続きまして、防災計画へはこの屋外拡声装置という部分どのように盛り込まれる予定でしょうか。

○**防災係長** 防災係長の大家です。江口委員の質問にお答えいたします。防災計画への反映につきましては、先ほど一つ目の質問でもお話ししたとおり、地域防災計画に定められている放送の方法の一つに加わるものと考えております。またですね、本格的な運用に合わせてですね、地域防災計画への反映もしていく予定をしております。

○**江口委員** はい。最後の質問ですが、実際にJアラートが鳴って、飛翔体ミサイル系のアラートだった際、スマホを持たない人ですので、想定されるのは子供たちですとか高齢の方等かと思っております。そういった方たちが、その音を聞いたら、どのような行動をとりまじょうと

いう、こういったこと、いろいろな自治体のホームページを見ていますと、事細かに室内にいたらこうしてください、屋外ではこうしましょうみたいなふうに周知に努めているところもあるようですが、当町としてはそういった部分はどのように考えているのでしょうか。

○**防災係長** 防災係長の犬塚です。江口委員の御質問にお答えいたします。情報伝達後の住民の身の守り方についてですが、既に内閣官房や各関係省庁から発信されています情報をもとに、関係部局と対応していきたいと考えております。当町のホームページにもですね、実際にあったときにどういうふうに身を守るかということがホームページにもありますが、屋外拡声措置のですね、設置後の住民に対する周知に合わせて、再度確認の意味を込めて行いたいと考えております。御説明は以上です。

耐震化促進計画改訂事業

○**佐野委員** はい。13番、佐野弥奈美でございます。主要施策50番、耐震化促進計画改訂事業について質問させていただきます。耐震化事業に関しましては、今までも進められてきているところで、今回は検討を整理することによって、さらに新たに考えていくっていうか、検討していく、検討整理していくということだったんですけども、住宅及び建物、建築物の耐震化の現状等の整理、耐震化目標設定、耐震診断及び耐震改修の促進を図るための施策の展開方針の検討整理が事業内容となっています。この中に、現在空き家となっている建物の、当然、持ち主がいない場合は耐震化が済んでいないのを進めることは難しいと思うんですけども、現状空き家になっていて持ち主が分かってる方に対しては、取壊しをするのか、それともそれを直して貸出しするのかとか、そういったところの確認っていうのは、この中に含まれているのかどうか教えていただければと思います。

○**防災係長** 防災係長の犬塚です。佐野委員の御質問にお答えいたします。空き家の持ち主に対しての、この耐震化促進計画の広報ですが、現状この耐震化促進計画の中には含まれておりません。御説明は以上です。

○**佐野委員** 含まずということだったんですけども、実際、住宅街の中、町なかでも結構空き家が出てきていて、災害が起きたときに、その建物がきちっと耐震化されてない、それで壊れたときに周りに被害がいくっていうことも考えると、空き家対策のほうとまた別問題だとは思いますが、ちょっと横のつながりを持って、そこら辺はきちっと持ち主が判明している建物に対してはやっていくべきかなあというふうには思うんですけど、その辺はいかがでしょうか。

○**防災係長** 防災係長の犬塚です。佐野委員の御質問にお答えいたします。今回の耐震化促進計画の改訂ですが、この耐震化に対象となる物件ですが、北海道の補助金交付要綱に準じて対応しており、基本的には空き家を対象としてはおりませんが、既に住居に住居として住んでいるものの、耐震化されていない住宅に対して、今後空き家になる可能性もあると考えますから、空き家の対応している部局と横のつながりを持って対応していきたいと考えております。

耐震化促進計画改訂事業

○**長渕委員** はい。4番、長渕豊です。主要施策50番、耐震化促進計画改訂事業について質問します。想定される震度という規模は何度を予定していましたか。

○**防災係長** 防災係長の犬塚です。長渕委員の御質問にお答えいたします。想定する震度です

が、地域防災計画でも各対策で想定しています北海道から示されております標津断層帯での地震を想定しており、当町では震度6弱程度を想定しております。御説明は以上です。

○長渕委員 はい。震度6ぐらいだということでありまして、中標津の建築屋さんに聞いても、そういうようなことを聞いてます。ただ、これから来るであろうというのは、それ以上のものというふうな想定がされたりしていますので、震度6、震度7が来たときに、どの程度どういうものが危険なのかという把握も、もしかしたらその町民に知らせるための調査だとか、そういうものをしてもらったほうがいいのかなというふうに思いますし、財力のある人については、もっと耐震化ということを進めていくということも進んでいくと思いますので、ぜひその辺も調査のほどよろしく願いいたします。

以下は質疑なし

- ・一般会計予算歳出以外

予算審査特別委員会質疑（3/10）議場

【経済部・農業委員会】 施政方針

企業誘致のための情報を記載した中標津の魅力に記載した企業向けパンフレット等は準備しているのか？

○平山委員長 施政方針の2ページ目、はじめにの項目で2ページ目の段落3段落目に、本町の強みといえるこれからの都市機能を将来にわたって維持するため、基幹産業である農業と経済の中心となる商工業の発展をはじめ、企業誘致や関係人口、交流人口の拡大を目指し、中長期的な視点で施策の実現に取り組んでまいりますというふうに記載をされています。企業誘致についてはテレワーク等に取り組んでいることは存じていますが、企業誘致のための情報を記載した中標津の魅力ですね、企業向けのパンフレットやリーフレット等は準備しているのでしょうか。

○地域振興係長 地域振興係長の山下です。ただいまの平山委員長の御質問に御答弁申し上げます。パンフレットの有無という御質問ですが、対象が広範に及ぶことから、現在は町政要覧、商工業の概要、農業概要を活用して対応しております、専用のパンフレットは作成しておりません。事業の事業者の特性に応じまして、各部局と連携し、図面や資料等を活用しながら対応しているところでございます。以上です。

○平山委員長 再質問させていただきます。中長期的な視点で施策っていうことでしたら、もちろん自分たちが来てほしい企業とかっていうのも、そういうパンフレットを作ることによって操作じゃないですけども、呼び込むことができるっていうふうにつながると思うんですが、その辺は今までどおり、ホームページ等を活用していくっていう考えは変わらないのでしょうか。

○地域振興係長 地域振興係長の山下です。ただいまの平山委員長の御質問にお答えさせていただきます。もちろん必要性についての御意見もあろうとございますが、ホームページ等を活用いたしまして、最終的には事業者、相手への丁寧な対応を心がけていきたいと思っております。企業側もですね、進出に際しては独自の調査等を行った上で検討がなされるものと思っておりますし、その質問等に対するレスポンスの速さなど、既存の資料で対応できると考えております。以上です。

産業連関表を用いた経済波及効果の推計による効果的な検討の具体的なイメージは？産業振興条例の見直しの考えは？

○松村委員 15番、松村でございます。施政方針の14ページ、下から4行目、地域経済を支える中小小規模事業者の持続的な発展を目指し、新たな資金獲得を目的とした新商品開発や販路開拓に挑戦する事業者への支援を引き続き行っていきますとあります。また、本年完成する産業連関表を用いた経済波及効果の推計による効果的な施策を検討するとともに、新たな雇用創出に向けた企業の進出や立地増設を推進するため、産業振興条例の見直しを進めてまいりますというふうに述べられています。まず聞きなれない言葉であります産業連関表というのは、おおむねどのようなものなのか御説明をいただきたいのです。そして、これを利用すると経済波及効果の推計に効果的な施策が検討できるというふうにあります。これについても説明をいただきたい。そして、現在の中標津町産業振興条例のどこが弱いのか、どこを補強していこうとしているのか、その辺についての御説明もいただきたいのです。

○商工労働係長 はい。商工労働係長の沖田です。ただいまの委員の御質問にお答えいたしま

す。ただいまですね、大きく分けて2点御質問いただいたかと思しますので、まず産業連関表について御説明させていただきます。産業連関表につきましては、令和5年度に締結した小樽商科大学との包括連携協定の一環としまして、小樽商科大学へ作成を委託し、町と連携しながら現在作成しているところでございます。この産業連関表を作成することで、本町の経済構造の可視化、また施策等の経済波及効果の測定が可能となるものでございます。御質問にありましたとおり、経済波及効果の推計による効果的な施策の検討イメージにつきましては、具体的な活用方法は関係部署と検討を行いながら進めたいと考えておりますが、経済波及効果測定ツール、こちらが産業連関表を作ると一緒に作られるものでございますけれども、こちらのツールを各職員が自由に活用できる環境を整えまして、新規施策等を立案する際に必要に応じてこの経済波及効果を測定することで、エビデンスに基づく政策立案、いわゆるEBPMと呼ばれるものですね、こちらに活用する、また効果的な政策立案のツールとして活用していきたいと考えてございます。また、2点目の御質問でございますが、産業振興条例についてでございます。産業振興条例は、本町産業の振興を促進するため、企業の新設または増設する者に対し必要な援助を行うことにより、本町経済の発展と雇用の拡大を図ることを目的として制定されているものでございます。また、当該条例に基づきまして、企業の一定の条件を満たす新設、増設に対して、産業振興奨励金というものを補助し支援しているところでございます。具体的なその見直しのイメージでございますけれども、こちらについては、建物の種別によりまして、雇用であったり投資額というのが一定の要件となつてございますので、その雇用の人数が昨今のこの人手不足であったり、省力化が進む中で、現状の要件が合っているのか。またですね、この産業振興奨励金が企業の新設、増設、そして企業誘致の呼び水になっているのか等をですね、経済振興審議会と審議を行いまして、見直しについて進めていきたいと考えているところでございます。なお、この産業振興奨励金、産業振興条例についてはですね、条例に基づく補助金となつてございますので、この補助金を見直す際にはですね、条例改正が必要となりますので、議会の皆様にもですね、意見をお伺いしながら進めていきたいと考えているところでございます。具体的な要件につきましてでございますけれども、例を挙げますと、宿泊施設でございますと投資額が1億円以上、新設増設に伴い増加する従業員数が10人以上というような要件がございますので、こういった要件が今の時代に合っているのか等々ですね、検討していくべきだろうというところで考えているところでございます。以上です。

○松村委員 はい。よく分かりました。この事業の推進を強く期待するものであります。前段の委員長から質問のありました企業向けのパンフレット、これなんかもこの部分をしっかり押さえて、的を絞ったそのパンフレットを作っていくということが今後求められるかと思っておりますので、どうかよろしく願いいたします。以上です。

滞在型促進のための町内宿泊施設が不足していることへの対応について

○佐久間委員 はい。8番、佐久間ふみ子でございます。施政方針の15ページ、(3)観光の振興のところで、真ん中辺に、なかしべつ観光協会及び知床根室観光連盟と連携し、体制の強化を図りながら、空港があり交流拠点としての優位性を生かした滞在体験型観光の創出を広域観光の促進に取り組んでいくとの箇所がありまして、できれば広域観光の促進ということで考えていらっしゃるのかなと思っておりますが、出来ましたら町内にも宿泊滞在、体験をしていただきたいということで、現在、町内には宿泊施設が不足しているということでございますけれども、その点については、どのような対策を考えていらっしゃいますか。

○観光振興係長 観光振興係長の篠永と申します。ただいまの佐久間委員の御質問にお答え申

上げます。施政方針への御質問なんですけれども、宿泊施設に関する内容ですので、係のほうからお答えさせていただきます。3月6日の北海道新聞の記事にありましたが、現在、町内では宿泊施設の開業が続いております。報道でもありましたとおり、今年度既に開業したのも含めて、新たに151部屋の増室が見込まれております。客室稼働率はシーズンによって変動がありますが、平均約75%の稼働と仮定しますと、単純計算で1日当たり約113人の宿泊増が見込まれると考えております。主には労働者向けの施設ですが、費用対効果を考慮した上で、労働者の宿泊がこれらの施設に集中することで、観光客の宿泊も増加することが期待されているというふうに考えております。以上でございます。

○佐久間委員 はい。8番、佐久間ふみ子でございます。確かに3月6日の北海道新聞のほうには、そういったことで今ちょっとマンションとかアパートとか、そういうのが建っている状況が載っておりました。この観光の振興ということで、滞在型っていうのはまた短期の意味合いかなと思ひまして、例えばですね、廃校になっている学校であるとか、また体験で言えば、森林公園の中に緑のふるさと研修舎という施設もあります。そういったところをですね、宿泊体験型の宿泊施設等としてできるようにですね、利活用を考えてはいかがでしょうか。

○観光振興係長 観光振興係長の篠永です。ただいまの佐久間委員の御提案にお答えを申し上げます。現時点では、今、提案いただきましたような廃校の利用ですとか緑のふるさと研修舎の活用というのは、ちょっと検討はしていなかったところではあるんですけれども、今、滞在型体験型観光ということで海外の方も含めて、様々なニーズを持った方っていうのが入ってくる、今後も入ってくるものというふうに考えております。そういった普段の旅行とはまた違った体験を求められる方から、そういった御意見とか、普段とはちょっと違う何かこう宿泊体験もしたいっていうようなニーズとかも出てきた場合、検討してまいりたいというふうに考えております。貴重な御意見ありがとうございます。

○佐久間委員 ありがとうございます。この体験型滞在で体験型っていう意味では、こういう自然の中のほうに宿泊して、様々な体験を期待できるのではないかなあとということで、ちょっと提案させていただきました。よろしく願いいたします。以上でございます。

(関連)

○松村委員 よろしいですか。はい。ありがとうございます。今のやりとりを聞かせていただきましたけれども、今般の施政方針にあります滞在体験型観光というのは、おおむね1人じゃなくて、団体とか家族とかどっちかっていうと家族を対象とした4人家族5人家族を3日とか1週間とか泊めるみたいな、そういう施設が絶対的に我が中標津町は不足しているのではないかな。いわゆる労働者の人たちが仕事のために泊まる部分というのはそこそこあるのでしょうか。今造られているのも承知していますけれども、問題意識としてしっかり持ってもらいたいのは、滞在体験型観光を受け入れるだけのキャパシティのある宿泊施設、場合によっては民泊も含めて、それらの研究が必要だと申し上げます。できれば一言答弁をいただきたい。

○観光振興係長 観光振興係長の篠永でございます。ただいまの松村委員からの御提案についてお答えをさせていただきます。先ほど佐久間委員への答弁の中でも、お話をさせていただきました様々な体験っていうものを求めたニーズっていうのもあると思います。今、委員のほうから御提案いただきましたお話がありましたように、御家族ですとか仲間ですとか、様々なグループ形態で来られることも想定されると思いますので、民泊も含めたニーズの検討、

調査、把握っていうのはしていきたいというふうに考えております。

なぜ野犬被害を記載せずヒグマ対応のみとしたのか？

- 武田委員** はい。1番、武田開人です。施政方針について質問させていただきます。4番住みやすいまちづくりの中で、(5)環境保全の推進、環境衛生の充実ということで、20ページ上段にまず近年増加している市街地でのヒグマ出没につきましてはから、最終行、日常生活の安全確保に取り組んでまいりますというところまで、この中でですね、全てヒグマの被害出没について言及されております。実際ですね、令和6年度にはヒグマの被害だけではなく、野犬の被害ですね、こちら牛が相当数死傷したという被害が出ており、そちらのほうが大変深刻な状況かと思っております。しかし、この中ではですね、ヒグマの出没についてしか言及されておらず、何か難しい問題から少し目を背けているような、そういった印象すら受けました。なぜですね、ここに野犬の被害について言及せずヒグマの出没というところのみ言及となったのでしょうか。答弁をお願いします。
- 自然環境係長** はい。自然環境係長の島田です。ただいまの武田委員の質問に答えさせていただきます。ヒグマ対策につきましては、駆除業者の育成を図り対応に努めると方針を示しているところではありますが、野犬に関する記載につきましては、現在、野犬対策について根室振興局や近隣自治体、また愛護団体などと協議を行っているところでありまして、不明瞭で不確定な部分が多く具体的な方向性が定まっていないことから記載はしておりませんでした。以上です。

【経済部・農業委員会】一般会計予算歳出

関係人口創出事業（移住促進）

- 平山委員長** 主要施策ナンバー32番、この移住促進に関しては、オンラインイベント等の活用について検討されているのでしょうか。
- 地域振興係長** 地域振興係長の山下です。ただいまの平山委員長の御質問にお答えいたします。オンラインイベント等の活用につきましては、現在地域活性化起業人からも提案をいただいております。移住長期滞在サポート事業を委託しておりますなかしべつ観光協会とも検討している段階でございます。以上です。
- 平山委員長** 再質問させていただきます。観光協会と併せてオンラインイベントに参加する予定であるという認識で合っていますでしょうか。
- 地域振興係長** 地域振興係長の山下です。ただいまの平山委員長の再質問にお答えいたします。現在オンラインイベント等は検討段階でございます。出店を決定しているものではございませんけれども、北海道主催のオンラインイベント等多々ありますので、現在は出店料のわからないものを利用して検討してまいりたいと考えております。以上です。

企業誘致推進事業

- 江口委員** 11番、江口智子でございます。主要施策番号34番、企業誘致推進事業について質問いたします。事業内容がテレワークのみとなっておりますけれども、全国的にワーケーションが推奨されていたコロナ禍であればともかく、開けて間もなく2年がたつわけですので、

企業誘致推進事業として、他に事業展開は考えないのでしょうか。

- 地域振興係長** 地域振興係長の山下です。ただいまの江口委員の御質問にお答えいたします。おっしゃるとおり予算といたしましては、旅費とテレワーク補助金のみでございまして、そのほか本町の予算を要しない中で、オンラインを併用した企業進出に関する相談対応ですとか、関係会議への参加を見込んでいるところでございます。また、本町は北海道型ワーケーション受入れ検討会議に参画しておりまして、令和6年度につきましては個人事業者を対象としたワーケーション実証実験の受入れを行ってございます。また、GX分野の企業進出に向けた対応としまして、北海道GX地域内投資促進基本計画に参画をしておりまして、企業進出に向けた道税の優遇措置など、体制整備を行っているところでございます。以上です。

企業誘致推進事業

- 長渕委員** はい。4番、長渕豊です。主要施策34番について質問します。企業誘致推進事業です。企業誘致を積極的に取り組むべきということで、予算が少な過ぎるのではないかといいことでもあります。企業誘致は中標津町にとっては絶対必要と考えますし、中標津町の地の利を生かした、中標津に必要な企業を模索し、誘致に積極的に取り組むべきと考えます。予算が少ないのは、昨年と同様だというのはなぜでしょうかということでも質問です。
- 地域振興係長** 地域振興係長の山下です。ただいまの長渕委員の御質問にお答えいたします。先ほどの答弁と重複する部分もございしますが、予算としては旅費とテレワーク補助金のみでございまして、予算が少ないという御指摘もあろうかと思えます。一方、現在オンラインを併用しながら、企業進出に関する相談ですとか関係会議に参加し、また、テレワーク誘致事業補助金により対応を行ってきてございます。また次年度につきましては、商工労働係が担当しますが、企業誘致にも活用可能な産業振興奨励金の見直しに着手する予定でございまして、誘致が実現する場合、投資規模に応じた補助金が交付されることとなります。限られた予算の中で効果を上げられるよう、引き続き取り組んでまいりたいと思えます。以上です。

企業誘致推進事業

- 平山委員長** はい。30、主要施策ナンバー34番、企業誘致推進事業についてお伺いします。公共施設にテレワークスポットというテーブルであったりパソコンの電源であったりというのがないと、企業誘致、選ばれる地域にならないと思うんですが、そういったところのスポットの設置について、今後検討されているのでしょうか。
- 地域振興係長** 地域振興係長の山下です。ただいま平山委員長の御質問にお答えいたします。現在、町内には民間のコワーキングスペースやゲストハウスが立地しておりまして、稼働状況を見ると満員という状況ではないと伺っております。また、テレワーク誘致事業で来町される方々への聞き取りにおきましては、民間のコワーキングスペースの利用のほか、ホテルの客室やロビー、空港、文化会館、ショッピングセンターのフードコート、カフェ、カラオケの個室など、既存の施設でその日の仕事内容や気分ですすね、テレワーク場所を変えているということも伺っていることでもございますので、現状テレワークが可能なスペースは充足していると捉えまして、行政で設置する考えは現段階は持ってございません。以上です。
- 平山委員長** はい。再質問させていただきます。場所については十分充足しているということなんですけれども、どこを見てもパソコンの電源を使えるところが少ないような気がしま

すが、その辺についてはいかがでしょうか。

○**地域振興係長** 地域振興係長の山下です。ただいまの平山委員長の再質問にお答えいたします。既存の施設、確かにテレワークで来られる方々からも、一部意見はいただいております。ところでございますけれども、空港におきましては、電源を確保できるスペースがない、あとはあっても明確に電源を確保していいっていう記載がなくて、使用していいものかどうか分からないということもございますので、使用できる部分につきましては、積極的に案内を心がけていきたいと思っておりますし、既存の施設の中で利用できる部分につきましては、テレワークに活用いただけるように、公共施設の利用とあと空港とテレワークが実施できるようなスペースですね、声かけを行ってまいりたいと存じます。以上です。

多文化共生推進事業

○**栗栖委員** はい。3番、栗栖陽介です。主要施策ナンバー35番、多文化共生推進事業について質問いたします。全国的にですね、外国人が増えるにつれて様々な問題が多発しております。当町でも一部外国人の危険な自転車運転をしていると、複数の町民から心配ですという声を聞いております。それで町民と共生するための交通ルール及び治安維持につながるルール等の周知は既にやられているとは思いますが、どのようにやられていますでしょうか。

○**地域振興係長** 地域振興係長の山下です。ただいまの栗栖委員の御質問にお答えいたします。栗栖委員おっしゃるとおり、共生社会の実現に向けては、交通ルール、マナーというのは非常に重要だと感じております。現在中標津警察署では、管内の外国人技能実習生らに対しまして、日本の法律、それぞれの母国語に翻訳された啓発、広報資料を配布し、また実技で指導するなどの取組を行っていると同っております。また、岩谷学園の日本語学校では、警察署の方を学校に招いて、自転車の乗り方や冬道についての講習を行っております。本町では、昨年8月にC I Rが2名着任しましたので、現在、共生社会実現に向けた取組を進めております。報道等で御承知かと思いますが、ごみの分別資料ですとか、文化会館や図書館の利用への理解を深める取組なども行ってございます。交通ルール、マナーも含めまして、日本、そして中標津町での暮らしに関して、内容に応じ、関係部局、団体と連携しまして、次年度以降、取組を進めていきたいと思っております。以上です。

外国人財誘致推進事業

○**江口委員** はい。11番、江口智子でございます。主要施策番号36番、外国人財誘致推進事業について質問をいたします。補足説明資料の3事業内容では、(2)現地誘致活動として、新規国、過年度実施国、他地域2ヶ国とありますが、新規を含めた想定されている訪問する国について、説明をお願いいたします。

○**地域振興係長** 地域振興係長の山下です。ただいまの江口委員の御質問にお答えいたします。新規国につきましてはモンゴル、過年度実施国はベトナムの経済の中心である南部のホーチミン市を予定しております。以上です。

○**江口委員** はい。11番、江口智子でございます。令和5年にタイ、ベトナムを訪問されたその報告の中では、タイは介護人材が豊富で日本に多く来たがっている人材がいますという説明があったというふうに記憶をしておりますが、今回、介護人材のほうで外国人材の活用ということもありますので、そこら辺の兼ね合いというのは、タイは再訪には含まれていないのでしょうか。

○**地域振興係長** 地域振興係長の山下です。ただいまの江口委員の再質問にお答えいたします。現在、タイの再訪は検討しておりませんが、ベトナムのほうで介護看護分野での人材確保を考えておまして、ベトナムにつきましては、日本とEPAを締結しておまして、介護看護分野での特定活動での入国が可能でございます。日本で実習後に受験する介護資格の国家試験の合格率が高いということもございまして、不足している介護人材の確保につながる可能性があるということで、ベトナムを選定しております。以上です。

外国人財誘致推進事業

○**高橋委員** はい。12番、高橋善貞です。施策番号の36番、外国人財誘致推進事業について質問させていただきます。令和4年の12月の定例会の話からで申し訳ないんですが、専門学校の経済効果は学生の在住に伴う消費の増加で2学年120名の学生と教職員10名で、年間1億6500万円の消費増があります。1人当たり年間消費額は127万円になります。また、地方交付税については、毎年1900万円の増加になり、これはあくまでも令和7年度国勢調査で見込まれるのですが、それだけの増額になります。そう答弁しています。補足説明資料の21ページに記載の留学生支援金は、留学生というか外国人支援金は8390万円。この支出が見込まれています。今後さらに増え続けるはず、そういう状況下にあるはずです。重ねて言うと、令和4年の12月の定例会でさらに答弁されたのは、旧職員住宅の測量費、設計費、解体費など、その辺の経費については、開校後数年で回収できると答弁されているんですが、これは現実的に可能なのでしょうか。

○**経済振興課主幹** 経済振興課主幹の伊藤でございます。ただいまの御質問にお答えをさせていただきます。委員おっしゃっている令和3年12月のやりとりというものをちょっと確認させていただきます。こちらの一般質問12月、一般質問におけるやりとりという理解いたしますが、こちらのほうにつきましては、専門学校のお話で御答弁させていただいたかと思いますが、日本学校のほうのお話という御理解でよろしいですか、御答弁でよろしいでしょうか。

○**高橋委員** 私が聞きたいのは、今年、令和7年なんです。今年令和7年の10月に国勢調査があるんです。これで外国人の人数が留学生もそうですし、IT専門学校にも入るみたいなので、この辺のことを合わせて、年間1900万円の交付税を見込んだのは、本当に実現できるんですかということなんですけど。

○**経済振興課主幹** 経済振興課主幹伊藤でございます。ただいまの御質問にお答えをさせていただきます。前回のまず、12月の令和4年ですか。令和3年12月、こちらのほうのやりとりの中では確かに、先ほど委員から御指摘のありました人数のほうを御答弁させていただいたかと思いますが、次年度の見込みでございますけれども、専門学校につきましては31名ほどの人数を見込んでおります。これは内訳を申し上げますと日本人のまず学生が現在1年生の方が上がるものと、2年生、これが4名来ますので8人見込んでございます。その他に外国人の留学生が20名程度、現在専門学校のほうに直接留学される方がいます。これを加えますと、あと先生を加えますと大体30名ほどになるかと思っております。続きまして日本語学校のほうにつきましては、今回適正校になったということもありましてビザの交付が大幅に上がりました。そのため、ほぼほぼ日本語学校さんのほうでビザを合格通知を出した方が93%入ってまいりまして、合計で95名の方が入学を見込んでおります。ですので日本語学校につきましては、おおむね計画を次年度、もう1年度先には定員を満たすような形で、当方が予定していた期待といいましょうか、経済効果につきましては、実現するのではない

かなというふうに考えているところでございます。対しまして、専門学校につきましては、委員御指摘のとおり、いまだその当初見込んでいたといひましようか、こちらが期待している経済効果には達していない、これは事実かなと思っております。令和3年12月、一般質問におきましては、確かに定員を満たした場合に見込まれる経済効果、こちらのほう御説明させていただきましたが、この他、町場の例えば飲食店の方とかからは、アルバイト雇用、外国人の方がアルバイト雇用によるメリット、こちらにつきまして御評価いただいております。また多文化共生社会、国際交流の推進など様々なメリットがあろうかと思っております。先般の町長からの御答弁の中でも、メリットとデメリットを差引きますと少なからずデメリットはない、これはプラスにしかないというふうに私たちも考えており、この事業を取り組んでおります。ですので今後も様々なメリット、可能性を見据えながら、また人材誘致にもつなげていきますように、引き続き取り組んでまいりたいと考えているところでございます。以上です。

○高橋委員 確認しますけど、では、日本語学校を外して、あの1等地で何億という価格の有るあの土地でIT専門学校を建てました。そして、このIT専門学校が今年の120人の規模で120人の学生と教員10名が来るんだって言ったときの定例会の答弁というのは、実現はもう出来ませんということで、整理していいんでしょうか。

○経済振興課主幹 経済振興課主幹伊藤でございます。私のほうから御答弁させていただきます。経済効果につきましては学校のほうが、こちら繰り返し恐縮なんですけど専門学校のほうで御答弁をさせていただいております。昨年、10月に開校いたしまして本年が2年目ということでございます。経済効果は確かにこのときの答弁が、私どもといたしましては見込まれる効果ということで、年度の特に御説明していなかったかもしれませんが、このような効果が期待される経済効果の一つとしては、期待されるというふうに御説明をしたつもりでございます。ですので、この学生の確保につきましては学園のほうでもいろいろ工夫をしながら、外国人留学生であるとか、まず日本の国内につきましても、これからの生徒確保につきましては御努力をされると思います。私たちも本町の置かれている地域の優位性でありますとか、それから、本町の基幹産業の状況、これを見据えつつ、生徒確保につきましては、必要に応じ私たちも関わりながら助言等をしてまいりたいと思っておりますので、引き続き生徒確保、こちらにつきましては、努めてまいりたいと思っております。以上です。

○高橋委員 この答弁というのは、別に廊下で会った立ち話の話じゃないんです。この部屋でここで答弁いただいたことなんです。分かります。撤回するのはここで撤回してほしいんです。撤回する気がないなら撤回する気ないでいいんですが、令和7年の10月には間違いなく国勢調査が入って、この答弁のとおりになるのかならないのか。その辺ちょっと答弁していただけますか。

○経済振興課主幹 経済振興課主幹伊藤でございます。私のほうからただいまの御質問にお答えをいたします。令和7年度国調においてこれが実現するかという御質問と承って御答弁いたします。こちら令和7年の国勢調査、これに基づく金額といたしましては、現在の学生の募集状況そして合格の状況を見ますと、この段階では実現はしないかなと思います。以上です。

○高橋委員 撤回する気はないですかという質問だったんですが。これこの今の質問に対して、担当者がお答えするのがどうかなと思うんですが。

○町長 はい。お答えいたします。当時の答弁のやりとりを見ましても、令和7年の国勢調査後から見込まれていると答えておりますし、現在、急にですね、定員が予定どおりいくとい

うふうには今のところ考えられませんので、残念ながら当時のもくろみ通りには、現在では行ってないと思いますが、将来にわたって当然これは努力するものでありますので、将来的には満たしてくるんじゃないかというふうには期待をしております。以上です。

○高橋委員 答弁、分かりました。撤回もしないということも分かりました。今後、国勢調査が終わった後でまた、この辺も検証していきたいと思います。以上です。

外国人財誘致推進事業

○阿部沙希委員 2番、阿部沙希です。主要施策ナンバー36、外国人財誘致推進事業について質問させていただきます。先ほどの江口委員の質問と少し重複するところもございますが、現地の誘致活動に関しまして、新規国に東南アジア以外は考えていらっしゃいますか。

○地域振興係長 地域振興係長の山下です。ただいまの阿部委員の御質問に御答弁申し上げます。先ほどの答弁と重複いたしますが、新規国にモンゴルを検討しておりますので、東南アジア以外も考えているということになります。以上です。

空港利用促進対策事業

○平山委員長 5番、平山光生です。主要施策番号40番、空港利用促進対策事業について質問させていただきます。日本航空の御翔印のように中標津空港限定のものを製作し、利用促進を図るという考えはありますでしょうか。

○空港対策係長 空港対策係長の山下です。ただいまの平山委員の御質問にお答えいたします。日本航空の御翔印のような限定品は、これを手に入れるためだけに来訪される方がいるとも伺っておりますし、品切れになるなど、大変人気がある商品になってございます。やはりこういった空港限定の商品制作するに当たって、また、利用促進を図るに当たっては、各航空会社ですとか、空港ビル、また管内の自治体との協力が必要不可欠になってくとも思っておりますし、いただいた御意見参考にですね、今後、利用促進につながる取組を進めていきたいと思っております。以上です。

農業後継者対策事業

○山口副委員長 はい。次は私の質問です。主要施策ナンバー113番、農業後継者対策事業についてお聞きします。こちらの協議会の構成団体と活動状況を教えてください。庶務係長。

○庶務係長 農業委員会庶務係長の葛西と申します。ただいまの御質問にお答えいたします。中標津町農業後継者対策協議会は、基幹産業である農業の発展と担い手の育成を推進するための後継者のパートナー確保を主な目的としており、構成団体である中標津、計根別、両農協の協力のもと、男女の出会いの場の提供、後継者と結婚された若い配偶者同士の交流促進を中心に事業を展開しております。男女の出会いの場の提供につきましては、男女各5名程度のグループ交流会の開催とオンラインで個別のお見合いが可能な結婚相談所システムの登録に係る初期費用を助成する制度を導入し、その他にも当町の酪農家に嫁ぐことを希望する女性の個別の受入れを行っております。いずれも男性後継者の自主的参加意欲が低調なことが課題となっておりますが、前例にとらわれず、参加者増と継続的参加につながるよう、また、マッチング率が高まるよう、試行錯誤と工夫を重ねて内容改善を進めており、参加された後継者からは、おおむね好評を得ているところです。また、後継者と結婚した若い配偶者

同士の交流につきましては、結婚後 10 年目までの女性たちを対象とし、ハンドクラフト等の教室やお茶会などを開催しております。近年の農村地域におきましては、小中学校の統廃合やコロナ禍で各種集まりが開催されなくなり、女性たちが家族以外の方と交流する機会については減少傾向にあると聞いております。家を離れて同じ境遇の方と、農業者の奥様ならではの仕事、家庭、健康などについてお話をすることができるこの事業につきましては、参加者から大変好評な声を聞いております。農業後継者対策につきましては、未婚の後継者を少しでも減らし少子化の進行を食い止めなければ、近い将来の農村地域コミュニティ及び農業という基幹産業の衰退となり、さらには町全体の活力の低下へとつながるため、今後も農協と連携してこれらの事業を推進していきたいと考えております。以上です。

○山口副委員長 再質問させていただきます。この協議会の構成団体についてはいかがでしょうか。

○庶務係長 ただいまの質問にお答えします。構成団体につきましては、中標津町、中標津町農業委員会、そして J A 中標津、J A 計根別、の各担当者や町長、具体的に言いますと、中標津町長、農業委員会の会長、両農協の組合長、それと両農協の参事、それと各担当者となっております。以上です。

馬鈴しょ原種農場運営費補助事業

○高橋委員 はい。12 番、高橋善貞です。施策番号 121 番、馬鈴しょ原種農場運営費補助について、質問させていただきます。これは決算審査で指摘したとおりなのですが、10 数年間、補助金が変わっておりません。補助金が 720 万円、ずっと固定です。これの補助の基準と本年度の原種農場の運営費の予定している総額をまず説明していただきたいと思います。

○農務係長 農務係長の下柝棚でございます。ただいまの高橋委員の御質問につきまして、お答えさせていただきます。馬鈴しょ原種農場運営費補助事業につきましては、平成 13 年度より中標津町農協に運営を移管しており、当初から中標津町農協との間で取り交わしました中標津町馬鈴薯原種農場の管理運営移管に関する覚書に基づきまして、補助金を支出しております。補助基準といたしましては、移管当初に双方の協議により、作業機械、施設整備及び運営費の不足分を町が負担するというところで、馬鈴薯原種農場運営費補助金交付要綱におきまして、補助対象経費は、馬鈴薯原種農場運営費、馬鈴薯研修農場の移管に伴う機械及び施設の整備費、その他町長が必要と認めた経費の一部で収支を勘案し予算の範囲内において決定すると定めているところでございます。具体的には平成 17 年 2 月に町長と中標津町農協組合長との協議によりまして、平成 17 年度から 21 年の 5 か年、同額の 860 万円で補助することとしまして、その後に運営費と機械施設費については、改めて協議するということとされました。その後の協議におきまして、平成 23 年度から 720 万円を継続することで合意いただきまして、この間、人件費の圧縮や運営方法の見直しを行い経費削減に努めていただいたことや、作業機械及び施設の大きな整備もございましたので、10 数年補助金額が変わっていない状況となっております。原種農場の運営費といたしましては、直近の令和 5 年度の決算額でいきますと、決算ベースの数字になりますので細かくなっていますが、馬鈴薯とえん麦の生産経費で 835 万 2153 円、人件費を含めた管理費で 2108 万 725 円となりまして、総額 2943 万 2878 円となっております。総額 2943 万 2871 円に対する歳入の内訳につきましては、馬鈴薯とえん麦の販売収入で 2191 万 4578 円、肥料高騰対策等のその他収入としまして 31 万 8300 円で合計 2223 万 2878 円となりまして、残りの 720 万円が本町の補助分ということになっております。説明は以上です。

- 高橋委員 12番、高橋善貞です。分かりました。覚書がいまだにそのまま適用されているという、その状況も分かりました。ということは、この補助金は中標津町の補助金交付規程というのがあるんです。これには全く基づかないで独自の補助金を出しているというふうを考えてよろしいのでしょうか。
- 農務係長 農務係長の下柵棚です。高橋委員の再質問について、お答えいたします。馬鈴薯原種農場運営費補助金交付要綱というところで、先ほど御説明しました補助対象経費のほうを見ておりますが、交付要綱の中で、事務処理に関しては、この要綱に定めているもののほか、中標津町補助金交付規程の定めるところによるというところで、事務処理に関しては中標津町補助金交付規程に基づいております。

新規就農者確保対策事業

- 平山委員長 5番、平山光生です。ナンバー41、主要施策ナンバー122番、新規就農者確保対策事業ということで、補足説明資料の52ページにプロモーションツールの制作ということで、イメージ画像等も載っていますが、この製作デザインというのは直営で行うのでしょうか。
- 農務係長 農務係長の下柵棚でございます。ただいまの平山委員の御質問につきましてお答えさせていただきます。プロモーションツールの製作デザインにつきましては、町内事業者へデザインを含めて製作を依頼する予定としております。町内事業者におきましては、地域の特色や魅力を深く理解しており、デザインにそれらを反映することが可能と考えております。特に本町には空港があり、住みよいまちとしての魅力もございますので、中標津町の農業のプロモーションとともにアピールできるような、クリエイティブなプロモーションツールが完成するものと期待しております。説明は以上です。
- 平山委員長 はい。再質問をさせていただきます。それではこの補足説明資料の上記の金額ですね、金額全て委託料ということになるのでしょうか。
- 農務係長 農務係長の下柵棚でございます。ただいまの平山委員長の再質問につきまして、お答えさせていただきます。プロモーションツールの予算といたしましては、消耗品費ということで考えておきまして、デザインも含めて発注するというような形で考えておりますので、委託料としては見ておりませんでした。

地産地消推進事業

- 阿部隆弘委員 はい。6番、阿部隆弘です。主要施策番号124番の地産地消推進事業について、御質問いたします。摘要欄にはホームページの周知等ということで書いておりますが、具体的な地産地消の取組について御説明願います。
- 農務係長 農務係長の下柵棚でございます。阿部隆弘委員の質問につきまして、お答えさせていただきます。地産地消推進協議会につきましては、平成19年度から令和3年度までの間、丸ごと給食の提供を通じて、地場製品の消費促進を図ってまいりました。また、令和4年度から6次産業化をはじめ、各種イベントでのPRに努めてまいりまして、協議会発足から約18年が経過しまして、地産地消への取組につきましては、当協議会以外でも広く実施されるようになったところがございます。当協議会としての役割は一定程度果たされてきたものと考えております。今後につきましては、現在行われている取組を尊重しつつ、地産地消への取組を一層支援できるような形で、情報発信に力を入れてまいりたいと考えております。

す。具体的にはホームページやSNSなどを活用して、地産地消の取組や、地域農畜産物の魅力を広くPRすることに注力してまいりたいと考えております。また、他の地産地消への取組の状況を見守りながら、必要に応じて協議会としてイベントの開催や地域との連携を通じた地場産品の消費促進への取組を検討しながら、関係団体の取組に対して柔軟に支援していくことで、引き続き地産地消の推進に努めてまいりたいと思っております。以上です。

酪農学園大学連携協定推進事業

- 佐野委員 はい。13番、佐野弥奈美でございます。主要施策ナンバー125番、酪農学園大学連携協定推進事業について質問させていただきます。今回これに関しましては、酪農学園大学と農業高校と、まずその連携によって、牛乳を活用した地場産品の普及啓発などを行うものですということになっておりますが、地場産品を考えていく普及啓発していくという部分で考えると、新商品やなんかの新しい商品を開発していく、そういった部分に対しても、やっていけるのかなど。農業高校と大学との連携ですから、商品はそれほど大きく作れないので大変だとは思いますが、そのアイデアを今返礼品の事業者となっているところに協力していただくとか、提供するなどとかして、ふるさと納税の返礼品につなげていくということは考えてないのでしょうか。
- 農務係長 農務係長の下柝棚でございます。ただいまの佐野委員の御質問につきまして、お答えさせていただきます。今回の事業につきましては、高校生と大学生が中心となって、課題解決に向けて取り組んでいるものでございまして、今回の取組につきましては、乳和食の認知度向上に向けた普及啓発が主な取組となっております。佐野委員の御質問のとおり、この取組がふるさと納税返礼品の開発につながっていくことはですね、非常に喜ばしいことではございますが、何分今回ですね、高校生と大学生を主体として取組を行う予定としておりまして、令和7年度におきましては、乳和食を気軽に調理いただけるように、令和6年度と同様に引き続き、中標津町農業高校生を講師とした乳和食講座の開催に加えまして、乳和食の概要ですとか、乳和食のレシピ動画を制作して、牛乳乳製品の普及啓発に取り組む予定としておりますので、高校生大学生主体ですので多くの取組を同時に進行するとすると、慎重に考慮していかなければならないなというところを感じておりますので、現行の取組の成果を見ながら、さらなる展開を図ることが可能かどうか慎重に検討してまいりたいと存じますので、御理解賜りますようよろしくお願いいたします。

酪農学園大学連携協定推進事業

- 阿部沙希委員 はい。2番、阿部沙希です。主要施策ナンバー125、酪農学園大学連携協定推進事業について質問させていただきます。予算半減の要因は。
- 農務係長 農務係長の下柝棚でございます。ただいまの阿部沙希委員の御質問にお答えさせていただきます。酪農学園大学連携協定推進事業に係る予算につきましては、農業高校から大学、酪農学園大学から農業高校への相互の訪問に係る旅費と、乳和食講座に係る材料費や消耗品費の経費として予算を計上しておりまして、令和7年度の取組内容におきましては、高校から大学への訪問人数の減少と、ウェブによるミーティングで対応可能な部分もございましたので、訪問回数の旅費の部分を精査いたしまして、令和6年度の取組内容に比べて旅費が減額となったものでございます。以上です。

エゾシカ農業被害等対策事業

- 高橋委員 12番、高橋善貞です。施策番号128番、エゾシカ農業被害等対策事業について質問させていただきます。エゾシカの駆除頭数が1000頭です。令和5年度から頭数は変わっておりません。そんな中で、今年533万1000円の予算が計上されているんですけど、最低賃金が上がって、弾丸とか車両燃料費も上がっています。それと免許の更新にも相当な費用もかかっているようなんですが、昨年より減額になってしまったっていうこの理由をお聞かせいただきたいんです。
- 自然環境係長 はい。自然環境係長の島田です。ただいまの高橋委員の質問にお答えさせていただきます。昨年度より減額になっている要因といたしましては、従来までは補助金が満額支給されない場合に備えて、運搬費と処理経費について、過去の補助率に基づいた金額を経費総額から差し引いた金額につきまして予算要求しておりましたが、過去5年間の補助金につきましては、追加交付を受け経費の全額を補助金で賄っているため、今年度予算にはその分は含まれていないものとなっております。以上です。
- 高橋委員 基本的な話なんです。補助金が道なり国から来なかったら駆除しないということなんです。これは基本的な話なんですけど、そういうふうに財政に言われているんですか。
- 自然環境係長 はい。補助金の不足した場合につきましては、農協など各関係機関と話し合いをいたしまして、その分の経費につきまして確保していきたいと考えております。以上です。
- 高橋委員 問題の基本はね、道の補助金なり国の補助金なり、いろいろ交付金もあるでしょう。要するに1000頭を獲るのに、その補助金が来なかったら、ボランティアで農協とか何とかでやってもらうとかそういう話ではないと私は思うんですよね。おかしくないですか。1000頭農業被害があるんですよ。その1000頭獲ろうとしているときに、町のほうで1銭も出さないうで、そして補助金に頼っていく。これってちょっとおかしくないかな。
- 農林課長 はい。高橋委員の再質問にお答えいたします。補助金のところなんですけれども、総額100%に対して100%の補助が来るというわけではなくは、約8割程度の補助が過去5年間、8割程度を見込んで残りの2割を町の予算で見ようというような予算組みをしておりました。ただここ5年間はずね、そこの残りの2割の部分についても追加補助ということで、結果的に道から100%の補助をもらっておりまして、当町で計上しておりました予算を使わずにそのまま残したような状況になっておりましたので、今回、当町で見るべきその2割の部分をまず計上しておりません。そこで不足が生じたらどうするんだというところがございますけれども、そこにつきましては、先ほど係長からも言いましたとおり、農協さん等の協議もありますけれども、まずは町のほうで協議した後、補正対応もあかなというふうに考えてございます。以上です。
- 高橋委員 補助金の考え方、交付金の考え方、それといろいろな起債もそうでしょう。国や道のルールどおりのお金しか見ませんというやり方っていうのは、今まで予算審査やってきても、協力隊員もそうでしたし、そのルール以上のお金は出せませんっていうのは分かるんですけど、やりたくないのは分かるけど、そのためにふるさと納税とかいろいろあるはずなんです。使っているのが一般財源全部使えとは言っていない。ただそういうようなフォローするような予算もあるわけだから、実際にこれ被害対策なんで、1000頭獲りたい、1000頭何とか捕獲して農業被害を抑えたいっていう、そのエゾシカ対策に対して補助金がどうしたから金を安くなる、計上したとか、それはちょっと住民とか農家の人たちもそれは納得しないような気がするんですけど、その辺はどうなんでしょう。
- 農林課長 はい。駆除の状況に応じてと言いますか、農家さんの要求もございまして、

予算の範囲内はまずは基本となるところではございますけれども、それ以上の駆除が被害が出てきたということであれば、財源、今おっしゃったふるさと納税含め対応していきたいということは考えております。ただこれまで、1000頭以上、数年前に1000頭を超えてしまいましたけれども、ここ数年はですね、1000頭を超える要は予算の範囲内で収まっていた部分もございますので、仮に頭数が増えて予算計上しなければいけないということであれば、そういった財源も含めて検討してまいりたいと考えております。

○高橋委員 今の答弁、最初の答弁と変わっていませんか。副委員長、副委員長に聞いているんです。

○農林課長 はい。すみません。ちょっと質問を整理させていただいて改めて答弁させていただきます。今回の減額の理由でございまして、先ほど係長からもお伝えしたとおり、運搬費、それと鹿の処分料、そこら辺の経費のところでは減額の要因が発生すると。ハンターさんに対する報償については、こちらのほうは手をつけてございません。なのでハンターに対する報償金は影響ございません。今回、補助金の話は先ほどしましたけれども、補助金は処理費用運搬費用に対して8割が補助金、残りの2割が町の予算というところで組んでいたもので、それが追加でここ5年間ぐらい補助が追加補助当たってるものですから、その分を予算計上していなかったというところで答弁させていただきました。以上です。

野犬対策事業

○長渕委員 はい。4番、長渕豊です。129番の主要施策について質問させていただきます。野犬対策事業、これは捕獲、係留、運搬経費などというふうになっておりますけれども、それだけなんですか。

○自然環境係長 はい。自然環境係長の島田です。ただいまの長渕委員の御質問にお答えさせていただきます。こちらボランティア団体に預かっていただく際の餌、シート代などがございまして、その分につきまして自然環境係での係留に必要な消耗品代と区別するためになどと表記させていただきました。以上です。

○長渕委員 はい。再質問させていただきます。今までこの捕獲に対して皆さんも御苦労されているということで、何年もずっと同じような対応をしてきて、捕獲が困難ということはもう百も承知というような状況だと思います。そんな中で今喫緊の状態で、急遽対応しなければならぬという場面に来ているんですが、野犬については、当然保護できるものは保護していただくことは考えますけれども、有害駆除の対象にという考えはないでしょうか。

○自然環境係長 はい。自然環境係長の島田です。ただいまの長渕委員の再質問に答えさせていただきます。野犬につきましては野犬という括りに該当する場合は駆除できるよう、中標津町の鳥獣被害防止計画に記載されておりますので、野犬ということであれば駆除できるものと考えております。以上です。

○長渕委員 はい。今の回答いただいて、これから迅速に対応していただけるということを期待して終わります。

有害鳥獣駆除対策事業

○長渕委員 はい。4番、長渕豊です。有害鳥獣対策について主要ナンバー130番について質問します。ヒグマ対策強化についてとカラスなど駆除に対する経費の支援ということでありまして、北海道では国の対策、熊対策に則りまして、駆除経費の上乗せを自治体ごとに増額

しているところがありますが、中標津町は具体的にどのような対策をお考えなのか、お聞かせください。それともう一つですけれども、今、高病原性鳥インフルエンザ、これが海外では家畜を通じて人への感染というのが確認されておりまして、日本も警戒をしているところでもあります。今、中標津町において、カラス、ハトなどの駆除費用、高橋委員も言っておりましたけれども、全く合わない状況の中、駆除をしてもらっているというような状況でございます。この重大な局面において、駆除費用の実態を調査して、ハンターさんの負担にならない仕組みを検討していただけないでしょうか。以上です。

○**自然環境係長** はい。自然環境係長の島田です。ただいまの長渕議員の質問に答えさせていただきます。まずヒグマの対策強化といたしまして、来年度の予算につきましては報償金単価の増加に加え春期捕獲事業の開催経費について、ヒグマの捕獲許可を出している21名分の事前研修と実地研修に係る経費、箱罠の設置に関わる経費を昨年度の1回分から3回分に増加しております。それに加えまして、来年度から鳥獣被害防止計画の切り替わりの時期になります。そちらにヒグマの駆除の計画、具体的な頭数を記載することにより、エゾシカと同じく、国のほうから補助金が発生いたします。こちら1頭8000円ということにつきまして国の補助が出るということで、そちらのほう記載して、もし来年度ヒグマを獲ることができるようになれば、そちらのほう申請していきたいと思っております。2件目のカラスの駆除経費につきましてですけれども、カラスの駆除経費につきましては、一羽駆除することに350円支払うこととしておりまして、その他に支出している経費といたしましては、鳥獣被害防止対策実施隊の報酬として年4000円の支給や、また猟友会中標津部会に補助金として20万円の支出を行っております。以上です。

○**長渕委員** 今の答弁でそれが実態に即しているのかということの確認だとか、猟友会さんとのコンセンサスってというのは十分得られているのでしょうか。

○**自然環境係長** はい。自然環境係長の島田です。ただいまの長渕委員の再質問に答えさせていただきます。猟友会とは話をしまして、特にこれらのお金について具体的なちょっと金額など出てこなかったものですから、ちょっと来年度につきましても継続ということにさせていただきます。以上です。

○**長渕委員** 来年度についても継続ということは同じってことですか。

○**自然環境係長** はい。同じ金額で考えております。以上です。

○**長渕委員** 後でじっくりもう一度質問したいと思いますので、終わります。

有害鳥獣駆除対策事業

○**宗形委員** はい。10番、宗形一輝です。同じく130番有害駆除対策事業ということで、この事業の報償金の増額の経緯について教えてください。また、今長渕委員からも質問ありましたヒグマの対策強化ということで、昨年の委員会においても春熊の駆除ということでやられて成果がなかなか挙げられないということでしたけれども、それに対する、来年踏まえて、どういうことを強化されたのかをまずお願いいたします。

○**自然環境係長** はい。自然環境係長の島田です。ただいまの宗形委員の質問について答えさせていただきます。報償金増額の経緯といたしまして、昨年5月に報奨金額を理由に鳥獣被害防止対策自治体の活動を辞退する動きが他町で発生いたしました。これを受けまして近隣自治体の報奨金額について調査を行ったところ、根室管内につきましては中ほどの順位でありました。この結果を受けて報償金単価を見直すこととなりまして、中標津町の動物を扱う会計年度任用職員の牧場作業員同級同号俸の最高額を適用し、猟友会の了承を得てこの金額

となりました。以上です。

- 宗形委員 10番、宗形一輝です。春熊の駆除のほうはいかがでしょうか。実態の強化っていうか、踏まえましてっていうことだったんですけども。
- 自然環境係長 はい。自然環境係長の島田です。ただいまの宗形委員の再質問に答えさせていただきます。春熊駆除といたしまして、道のほうで行っている春期捕獲研修、来年度も行うことといたしまして、許可を出している21名分の事前研修2時間分と実地研修3時間分に関わる経費につきまして、新たに予算のほう要求しているところです。以上です。
- 宗形委員 はい。10番、宗形一輝です。昨年と何が変わっているかっていうのをちょっと確認したくて、やっぱり去年実績がなかったということで、やっぱりヒグマややっぱり一頭獲るとやっぱり8000円補助金が付くっていうことだったので、計上すれば来年度またもらえるというお話だったんで、これだけ被害が出ているところですので、しっかり何ていうか生息区域を確認しながらヒグマの駆除対策に当たっていただきたいなと思って今質問させていただいたんですけども、例えば昨年、また委員会の話にはなるんですけども、例えば新人研修とかやっぱり山を歩いているだけだみたいな、猟友会さんとのお話でありました。だからその中で、やっぱりもっと実態的に即した研修とかしていくべきじゃないかっていう、委員会の中で質問させていただいたんですけど、今のちょっと答弁だと中身がまだ見えてこないんです。もう少し詳しく答弁いただきたいと思うんですけど。
- 自然環境係長 はい。自然環境係長の島田です。ただいまの宗形委員の再質問に答えさせていただきます。今年度も実施の予定がありますけれども、そちらの場合は昨年度は林道のほう歩いてるだけということでしたので、もっと実際の動きに即した巻狩を実施するといった想定した動きになりまして、林道から外れて林道から林道までの間を声を出しながら歩く、また熊を追う想定をしながら動くといった、より実践に即した研修のほうも考えております。もちろんこちらのほうやる前は、事前に座学にて気をつけること、事前の動き、実際の動きだとか、そういったことも含めまして、事前にきちんと打合せてから、安全対策をきちんとして臨みたいと考えております。以上です。
- 宗形委員 多分、去年と多分、僕からしたらちょっと同じように感じるんです、実際は。去年も巻狩っていう説明も受けましたし、今年も巻狩でやっていくっていうのは分かります。ちなみに分かりました。ちなみに今年、ヒグマ何頭狩れるという想定で動いてらっしゃいますか。
- 自然環境係長 自然環境係長の島田です。ただいまの宗形委員の質問にお答えさせていただきます。今年度はヒグマ親1頭、子熊2頭、計3頭の想定で臨んでおります。以上です。

牛乳消費拡大推進事業

- 長渕委員 はい。4番、長渕豊です。主要施策134番、牛乳消費拡大推進事業について質問させていただきます。予算が減額となっています。消費拡大につながる予算となっているのでしょうかということで、どういうところに特徴があるのか教えていただきたいと思っております。
- 畜産係長 はい。畜産係長の中川です。ただいまの長渕委員の御質問にお答えいたします。令和7年の予算ですけれども、牛乳で乾杯条例10周年記念事業が令和6年度で終了したこともありまして120万円となったところがございます。この予算は負担金として、中標津町やJA、雪印メグミルク、商工会、消費者協会などで構成する牛乳消費拡大推進委員会に支出をし、各種牛乳消費拡大推進事業を展開してまいります。この推進委員会では、これまで牛乳を買って乳製品を当てようキャンペーンを実施してまいりました。キャンペーン応募に

当たりまして、アンケートにもお答えいただいております、このキャンペーン応募にあたり、あなたが牛乳を飲む量に変化はあったかとの問いに、20%以上の方が増えたとお答えいただきました。このことから一定程度効果があったと考えております。なお、このキャンペーンには推進委員会予算に加えまして、両農協様からも御負担をいただき実施する予定となっております。また、来年度につきましてはこれまで関東で展開していたPRを7年度は関西にも足を伸ばそうと中標津町農協さんと協議しております。今後も関係団体の皆様と連携しながら、限られた予算ではありますが、牛乳消費拡大に向け最大限努力してまいりますので、御理解よろしくお願いたします。

○長渕委員 はい。努力には本当に感謝しますが、もっと積極的に業務店だとかいろいろなレストランだとか、有名なシェフさんだとか、そういうところに何とかひも付けて、いろんな新しい商品につながるような、そういうことをやっていただくのには、相当な経費がかかってくるのかなというふうに思いますので、そういうところについてもですね、もっと積極的にやっていただきたいなというふうに思いますので、今後ともよろしくお願いたします。以上です。

牛乳消費拡大推進事業

○平山委員長 5番、平山光生です。主要施策ナンバー134番、牛乳消費拡大推進事業について質問させていただきます。今回新たに関西方面への販路拡大計画が掲載されていますが、関東も含めてですが、中標津牛乳プレミアムNA2牛乳っていうものの販路拡大は、これは入っているのでしょうか。商品。質問です。

○畜産係長 はい。畜産係長の中川です。ただいまの平山委員長の御質問にお答えいたします。中標津プレミアムNA2ミルクを含め、本町の牛乳乳製品を各種持っていく予定としております。以上です。

○平山委員長 再質問させていただきます。日本で一番最初に商品化されたのが中標津町だというふうになっているんですけども、最近、他の地域からA2ミルクのほうが有名になってきてしまって、A2牛乳で調べても中標津はあまり上のほうで検索されて出てこないっていう状況だと、この関東、今までも関東方面で販路拡大なさっていたということですけども、余りこう知られていないっていうのは広報不足なんじゃないかなと思うんですが、その辺についての対応はどのように考えているのでしょうか。

○畜産係長 畜産係長中川です。ただいまの平山委員長の再質問にお答えいたします。平山委員長おっしゃるとおり、富良野のほうで今、NA2が盛んに行われているということで、結構、マスコミでも取上げられております。私どももいろいろ各種メディアを使いましてマスコミを使いまして、あとは川崎市民まつりも行ったりしていますし、北方領土の新宿などで主に関東方面でPRしている状況ですけども、今回は先ほどの今ほどの平山委員長の話にもありましたとおり、関東方面のみならず、関西方面でも今、販路を拡大しようとしております。なかなか中標津の部分、PRとして出てこないんですけども、今般ですね、いろいろテレビ朝日のほうから情報がありまして、テレビ朝日のほうから中標津町の中標津牛乳プレミアムNA2ミルクを紹介したいということで、いろいろ協力していただきたいという依頼に協力しましてですね、実は3月14日、今週の金曜日なんですけども、午後8時から午後9時54分で、マツコと有吉かりそめ天国っていうので放映されることとなりますので、そういった部分、メディアも活用しながら、大いに中標津町、本当全国で一番にNA2ミルク開発しましたので、そういった部分、テレビの情報のネットワークとかで広めていただくよう

努めておりますので、そういった部分でも今後広めていきたいと考えております。努力してまいりますので、よろしくお願いいたします。

○**平山委員長** はい。再質問させていただきます。テレビ朝日のメディアに進出ということで、大々的に広報されるということは認識したんですが、それに伴ってですね、併せて相乗効果を狙うといえますか、他の新聞社だったり大々的にほかの局でも扱ってもらいたいな、そういう戦略っていうのは立てられているんでしょうか。

○**畜産係長** 畜産係長の中川です。ただいまの平山委員長の再々質問にお答えいたします。各種新聞社、各種テレビ等も相手がある話なので、こちらからはいろいろPRはしているんですけども、実現していない経過もあつたりとかしていますが、さらに今回のマツコさんの番組を経て、またさらに取材が来る可能性もありますので、それら引き続きですね、各種方面にPR、周知が広まるように、私自身、より一層努めてまいりますので、よろしくお願いいたします。以上です。

畜産食品加工研修センター事業

○**松村委員** 15番、松村でございます。主要施策の136番、畜産食品加工研修センター事業について、質問いたします。今般、協力隊員1名を得て生産を強化して、大学の協力をもらった生ハムとかサラミをふるさと納税の返礼品としても使っていくというような説明だったかと思えます。この3月定例会の冒頭に行政報告で町長のほうから、雪印乳業に行ってゴーダチーズがすごくよく売れているので、生産をもっと増やしてほしいというようなお話の要望をしたということがありました。今ひょっとすると、ゴーダチーズはですね、ブームになってくるのではないかと。私は前からいわゆる様々なカツオとか昆布とかのだしと同じように、発酵食品であるゴーダチーズの出汁の性能と言いましょか。そういう部分に非常に興味を持って、これをアピールするべきだと申し上げておりましたけれども、今般の畜産加工研修センターで出来てくる生ハムとかサラミと、それにチーズを組合せて例えばそれはチーズフォンデュだったりするわけですけども、これらのものに関する酪農食品文化という視点で、ブランディングをしっかりと目に据えて、そういう新しい価値を我が酪農地帯の中標津から、中標津で作られるゴーダチーズはとてもおいしいよということを息長く発信するような、そういう努力、取組が必要ではないかと思うのですけれども、いかがでしょうか。

○**研修センター製造主査** はい。畜産食品加工研修センター、製造主査の谷口です。ただいまの松村委員の御質問にお答えいたします。現在、畜産食品加工研修センターでは、新製品としてサラミと生ハムを製造しております。こちらは今各種イベントに合わせて各地で販売することにより、PRを行っているところでありますが、最終的にはいずれのイベントでも多くの方々に興味を持っていただいて全て完売しているところでございます。その際の商品の説明としましては、新商品のサラミと生ハムが、その原材料が中標津町産のミルキーポークを使っております。こちらは餌としてチーズ製造の際に副産物として生産されるホエイパウダーと一緒に与えて飼育し生産された豚肉となっておりますので、以上のような内容をアピールしてきているところでございます。ただ、酪農食品の文化というところまで踏み込んだ説明とかPRは、ちょっとこれまで焦点を当てておかれてきたことはありません。牛乳と生乳とチーズの一大産地である中標津町で、ホエイを利用して作られた町内産の豚肉を、さらに町で加工して生産された本製品は確かに他の商品にはない地場産の酪農製品としての特徴がありますので、他の乳製品などの酪農食品の文化を発信する皮切りにはなりうるものかと考えております。以上です。

ふるさと創生並木保全事業

- 佐野委員 はい。13番、佐野弥奈美です。主要施策ナンバー139番、ふるさと創生並木保全事業について質問させていただきます。まずちょっとお聞きしたかったんですけど、これは事業者がやるんでしたっけ。それとも行政側として職員がやるんでしたっけ。草刈りを。
- 農林課長 事業者でございます。
- 佐野委員 事業者ということになるとなおさらなんですけれども、燃料費やなんかが今高騰している中で、草刈り機の燃料も上がっていると思われましてけれども、昨年と同じ予算ということで、これは事業者の負担にならないのかっていうことをちょっとお伺いしたいんですけれど。
- 農林課長 農林課長有賀でございます。今の佐野委員の御質問にお答えいたします。ふるさと創生並木保全事業に係る草刈り業務につきましては、今お伝えしたとおり、企業での実施ということになっております。例年8月上旬から9月下旬までを工期としてございますけれども、前回契約を行った令和5年7月時点から、令和6年7月時点の燃料単価の動向でございますけれども、ガソリンと軽油、ともに1リットル当たりプラス1円とほぼ横ばいとなっております。本委託業務につきましては、昨年見直しを既に図ったところでありまして、物価高騰や燃料費の高騰に対して、こちらの影響はないかと考えてございます。以上です。

ふるさと創生並木保全事業

- 栗栖委員 はい。3番、栗栖陽介です。主要施策ナンバー139、同じく空港から330アリーナまでの路肩の草が伸びていて、昨年ある観光客から、汚くてだらしのない町だなと言われました。そこまで言わなくても思いましたが、各地を観光して見て歩いている観光客ならではの貴重な御意見だとも認識いたしました。以上のことから、330アリーナ付近まで草刈りをするべきではないでしょうか。
- 農林課長 農林課長有賀でございます。ただいまの栗栖委員の御質問にお答えいたします。町が発注する並木保全委託業務でございますけれども、ふるさと創生事業の並木造成事業として、平成2年から平成5年までに植栽を実施いたしました。役場から開陽台入り口までの道路路肩から法面、側溝等の草刈りを実施し、並木の保全管理を含め景観整備に努めているところでございます。草刈りにつきましては、町道、道道とともに路肩部分についてはそれぞれ道路管理者が草刈りを実施しておりまして、道路敷地外の場所について農林課が対応しているところで、各所管により草刈りを実施しておりますので、御理解賜りますようよろしくお願いいたします。

町有林間伐促進型CO2排出削減対策事業

- 阿部隆弘委員 はい。6番、阿部隆弘でございます。施策番号142番、町有林間伐促進型CO2排出削減対策事業について御質問いたします。昨年からの予算がゼロになっておりますが、その理由について御説明願います。
- 農林課長 農林課長有賀でございます。阿部隆弘委員の御質問にお答えいたします。予算措置がゼロ円となっている理由についてでございますけれども、前年度は当町が販売するJ-クレジットの購入時に贈呈する購入証明書を入れるための額縁の購入費用として予算計上しておりました。令和6年度に購入しました額縁の在庫がまだ十分に残っておりますので、

新年度に追加の購入を行う必要がないと判断したため、新年度予算には新たな額縁の購入費用を計上してございません。引き続き在庫の適切な管理を行い、必要に応じて予算化をしていくこととしてございます。以上です。

町有林間伐促進型CO₂排出削減対策事業

○松村委員 はい。15番、松村でございます。同じくJ-クレジットの予算ゼロについて質問をいたします。最近、道南のほうの自治体でもJ-クレジットを販売している自治体があるやに聞いています。我が中標津町の最近のJ-クレジットの販売実績というのはどのように推移していますでしょうか。

○農林課長 農林課長有賀でございます。ただいまの松村委員の御質問にお答えいたします。今年度、令和7年1月末現在で御報告申し上げますと、販売頭数332トンで金額にいたしまして370万程度となっております。過去に遡っていきますと、令和5年度でも同様の367トン、金額にして400万円。さらにその前は339トンで370万円程度ということで、そのさらに先5年前までになりますと、当町の建設業協会のほうからのJ-クレジットの購入というものがございませんでしたので、令和4年度から今御報告申し上げたような300万円台になって近年継続していると推移しているというところでございます。以上です。

○松村委員 はい。地球温暖化対策として企業の側ではこのJ-クレジットを購入しようという機運はすたれてはいないはずですが。問題は中標津町がこれについて、恐らく道内でも一番早かったでしょうし、一定程度の実績は持っている。それを毎年何割かずつでも増やしていくためには、新しい新規のお客様というか、企業に協力してもらう必要があるのですが、そのためにはどうしても宣伝費、広告費、そういうものが必要ではないのかと私は思います。額縁は足りているのかもしれないけど、一番求められるのは、このJ-クレジット中標津のJ-クレジットに参加してくれないかという呼びかけのアクションだと思います。そのための費用をぜひとも工面していただきたいと思っております。もしよかったら答弁を。

○農林課長 農林課長有賀でございます。松村委員の再質問にお答えいたします。促進販売に係る費用についてでございますけれども、歳出予算はございませんけれども、しかしですね、町ホームページやJ-クレジット制度事務局の売出しクレジット一覧、こちらのページへの掲載などクレジット販売についての周知は今行っているところでございます。町内の企業に限らず町外道外の企業への販売促進についても積極的に行っているところでございます。また、現在仲介業者であるエスプールブルドットグリーン社というところがあるんですが、そちらを活用した取引も行ってございます。こういった企業を活用してこういった企業をですね、活用しますと、その経費は取引に関わる取引価格に対する割合で手数料というものが差し引かれます。なので、収入で相殺されますので、新たに歳出予算という表向きのものは出てきませんが、そういったところで仲介業者との手数料支出というものが存在してございます。以上です。

森林環境譲与税活用事業

○長渕委員 はい。4番、長渕です。主要施策番号147番、森林環境譲与税の活用事業ということでありまして、植樹祭での樹木の種類についてお尋ねします。

○農林課長 農林課長有賀でございます。ただいまの長渕委員の御質問にお答えいたします。植樹祭での樹木の種類ということでございまして、令和6年度の植栽につきましては、カラ

マツ、トウヒ、ニオイヒバ、合計で1800本植樹してございます。

- 長渕委員** はい。ありがとうございます。今、地球温暖化なのか何か知らないですけども、中標津も非常に温暖な気候になってきて、何か夢のあるようなことをやっていきたいなというふうに思いまして質問させていただきます。中標津町でも果樹栽培だとか実のなる木への挑戦というのを検討してはどうでしょうかという質問ですけども、夢があって森林への町民の強い関心を深めることができるんじゃないかなというふうに思いまして、それらのことを検討する、ぜひ検討して予算立てていただきたいなと思いますがいかがでしょうか。
- 農林課長** 農林課長有賀でございます。ただいまの長渕委員の再質問にお答えいたします。まず植樹祭での樹木の選定というところからお話しさせていただきます。植樹祭で樹木種類の選定についてということで、近年の植樹祭では針葉樹を中心に植樹してございます。その理由といたしまして、町植樹祭は町民参加の行事であり、広葉樹と比べて成長が早い。こちら松類などの針葉樹を植樹することにより、自身で植えた木の成長を実感できる。このほか成長不良による補植作業や防除ですね、獣害防除のための薬剤の散布などの実施する必要が少なく、コストの削減につながることから針葉樹を中心に植樹しているところでございますが、果樹というところにつきましては、今現段階で検討したことがございませんので、食害も含め、いろんな可能性を含んでると思いますので、こちらのほうも検討していきたいと思っております。以上です。
- 長渕委員** 再質問ですけども、ある地域で昔女性の方々が旅行だとかそういうのになかなか農家の人は行けないということで、お金もお父さんからもらえないということで、桃栗植えてハワイに行こうなんていうことで、桃栗を植えて何年か後にはそれを販売したお金で、本当にハワイに行ったっていう事例が日本の中であります。それは暖かい地域だからできることですけども、我々の地域でももしかしたらこの地域に適した、何かそういうものがあれば、もっと町民の方が関心を持ってくれるのかなというふうに思いまして、ぜひその辺研究していただきたいなと思っております。以上です。

まちなか賑わい推進事業

- 宗形委員** 10番、宗形一輝です。主要施策番号151番、まちなかにぎわい推進事業でしたけれども、昨年はしご酒大会実施しましたけれども摘要欄にちょっと書いていなかったのもので、今年はどうなるのでしょうか。
- 商工労働係長** はい。商工労働係長沖田です。ただいまの御質問にお答えいたします。まず御承知かと思うんですけども、改めましてはしご酒大会は、はしご酒大会実行委員会により実施されております。こちらの構成員としましては、中標津町商工会サービス業部会、中標津町飲食業連合会、食堂組合、飲食店組合、旅館組合ですね、によって実施され、町は補助金による支援を実施しているところでございます。この補助金についてまず御回答させていただきますけれども、当該補助金は、当該補助金の経緯としましては、令和5年度に中標津町商工会、中標津飲食業連合会により要請を受け、コロナ禍において客足が遠のいた夜間を中心に営業する飲食店の新規顧客の開拓や、既存顧客の再来による経営の回復と中心市街地の飲食店のにぎわい喚起を図ることを目的に、単年度事業として令和5年度、支援したところでございます。令和の6年度につきましては、スナック等の入り込み回復が遅れてるところというようなところで要請を受けまして、1年間延長することとして令和6年度も支援したところでございます。町としましては2年間支援を行い、また中標津町商工会とも協議を行った上で、コロナ禍中において客足が遠のいたという目的は一定達成したと考え、補助を今回

予算を要求を見送ったところでございます。はしご酒大会の実施についてでございますけれども、先ほど申し上げたとおり、実行委員会による開催になりますが、現時点の開催については検討中というところで伺っています。以上です。

○宗形委員 10番、宗形一輝です。検討中ということですが、やっぱりこれは継続して、やっぱり客足遠のいたお酒っていうか、夜の中標津の楽しみでやっぱり道東でもスナックとか飲食店っていうのは、中標津楽しみにして来てくれる人がやっぱり多いので、やっぱりスナック協会等の人たちとか多分大変でしょうけども、やっぱりしっかり第3回第4回で1回やめてしまっただけ再開したっていう経緯もあるので、やっぱりこれ継続して何ぼかなというふうに思います。そういうもてなすサービスがあれば、やっぱり遠のいた足もやっぱり戻ってくると思うので、しっかり補助して欲しかったなとは思いますが、実施に向けて経済部としても、押し進めたいなというふうに思いますけども、いかがでしょうか。

○商工労働係長 はい。商工労働係長沖田です。はい。今、委員のほうからですね、いろいろ御意見いただきましたけれども、担当としましては実行委員会による自走も考えていただきたいと考えているところでございますけれども、もちろん相談についてはですね、受け付けたいと思っております。以上です。

空き地空き店舗等活用事業

○栗栖委員 はい。3番、栗栖陽介です。主要施策ナンバー154、空き地空き店舗等活用事業について質問させていただきます。町民から多数の声がありまして、どういったことかというところ、新規事業者に対しての支援額が安過ぎて低すぎて、支援してもらいほどのこともない金額だ。また、商工会に入会条件もあるということもあり、支援金額の割にはデメリットという町民の声を多数お聞きします。増額と経営が安定するまでの支援をするべきではないでしょうか。

○商工労働係長 はい。商工労働係長沖田です。ただいまの御質問に御回答いたします。まず当該補助金への御意見についてはですね、委員から御指摘も含めまして、様々いただいているところでございます。改めまして本町の新規創業者への支援についてでございますけれども、創業の第一歩を支援する当該補助金、空き地空き店舗等補助金ですね、1年目以降は銀行からの借入れを支援する中標津町中小企業融資制度というものがございまして、また、5年目以降は施設の改修等を支援する中標津町中小企業応援事業補助金というものがございまして、こちらの空き地空き店舗等活用事業補助金につきましては、中小企業振興審議会というものが審議会が設置されてございまして、こちらで検討されまして、平成23年度に改正、現在の補助制度となった経緯がございまして、現在の空き地空き店舗等活用補助金についてはですね、現在の補助金になってからですね、相当期間が経過しているというところもございまして、当時と現在のですね、創業に対する考え方や創業者が求める支援内容とですね、委員御指摘のとおり、いろいろ検討する必要があるだろうと考えておりますので、今回いただいた意見も含めまして、先ほど申し上げた中小企業振興審議会、部会とともにですね、検証し、改正の必要性について、様々検討を進めていきたいと考えております。以上です。

新商品開発等チャレンジ支援事業

○長淵委員 はい。4番、長淵です。主要施策ナンバー156番、新商品開発等チャレンジ支援事業についてです。予算が減額されています。新たなチャレンジにリスクをかけながら挑戦

する事業者への支援は、これからの中標津町には欠かせない要素だと思っています。予算減額の要因は何ですか。

○**商工労働係長** はい。商工労働係長沖田です。ただいまの御質問にお答えいたします。本事業については、コロナ禍にアフターコロナ時代に向け、新商品開発や商品のブラッシュアップ、オンラインによる新たな販売ルートの構築などを目的に、令和4年度に創設され、令和5年度に制度改正し現在の事業となったところでございます。当該補助金については、当該補助金を初めて活用する方を基本的には対象としておりまして、こちらの新規事業者で予算上限に達しなかった場合に、前年度以前に活用いただいた事業者の再申請を認めるというような運用をしていたところでございます。令和5年度は予算額600万円に対し10件、執行額401万9000円。令和6年度は予算額400万円に対し現在8件、執行額380万円となっているところでございますが、再申請の割合や再申請者からの問合せが増加傾向にございます。事業化3年目を迎えまして、新たに新商品開発、販路開拓に挑戦する方を応援するという趣旨に立ち返りまして、新規事業者からの動静を踏まえ、新規事業者向けへの予算額として積算したところでございます。以上です。

○**長渕委員** はい。この制度、いい制度だなと思っております。いろいろな方がチャレンジして新しい商品ができ上がってきます。今まさに、これから、さらにとというふうに考えている方もたくさんいますし、そういう方々が増えているなどというような機運が高まっていますので、ぜひ減額することではなく、もっと縛りをもう少し緩くしながら、チャレンジする精神をもっと活発に醸成できるような仕組みに考えていただきたいと思っておりますがいかがですか。

○**商工労働係長** はい。商工労働係長の沖田です。ただいまの再質問に回答いたします。こちらについては、3年間のサンセット方式としておりまして、5年度6年度7年度、来年度をもちまして3年間というところで、一度、事業の効果検証であったり、令和8年度以降どうしていくのかというところは研究する必要があると考えてございますので、ただいま委員からいただきました御意見を踏まえまして、どういった制度にすべきなのか、またこの制度を続けていけるのか、検証検討していきたいと考えております。以上です。

UIJターン応援プロジェクト

○**山口副委員長** はい。次私からの質問です。主要施策ナンバー157番、UIJターン応援プロジェクト、主要施策補足説明資料の60ページ、②の地方就職学生支援事業についてお聞きします。まず、この対象とする学生さんについて聞きたいんですけども、文書の中で東京都内に本部がある大学等に在学しているものがとありますが、この東京都内に本部がある大学ということは、北海道の大学を指していますか、それとも東京の大学を指しておりますか。

○**商工労働係長** はい。商工労働係長沖田です。ただいまの御質問に回答いたします。はい。こちらについては東京都内に本部等がある大学ということになっておりますので、東京都内というところの制限がございます。以上です。

○**山口副委員長** はい。再質問させていただきます。この支援がですね、内定を得た場合に交通費を補助するとありますけれども、今いただいた東京の学生を対象にしているのであれば、何と言いますか、中標津にわざわざ面接に来るってこと自体が非常に難しい、数も本当に1人2人しか考えられないようなことだと思うので、もう少し積極的なアピールをして、例えば就職の試験を受けに来たら交通費全額補助をすとか、そういった思い切った施策というのは出来ないでしょうか。商工労働係長。

○**商工労働係長** 商工労働係長の沖田です。ただいまの再質問に回答いたします。今回ですね、

U I J ターン応援プロジェクトというところで、新規事業というところで挙げさせていただきました。こちらにつきましては、今、町内の町場の事業者のほうでですね、町外からの人、人材を獲得するという、なかなかマインドといいますか、醸成がないというところもございますので、今回奨学金返還支援事業というところも踏まえまして、これから町外から人を獲得してくるという情勢をですね、整えていこうというところで、町としても今回事業を挙げさせていただいたところがございます。今、御意見いただきましたとおり、様々ですね町外から人を集めてくる方法というところで検討していきたいと考えておりますけれども、今回の地方就職学生支援事業につきましては、国の新しい経済生活環境創生交付金を活用し北海道が行う事業でございます、そちらに町が手を挙げるといようなスキームとなっております。それに伴って補助率が4分の3、道補助金として受けれるようなところがございますので、まずこの面接費用の部分につきましては、この制度に乗っかっていきまして、費用対効果を注視しつつ、まずはこの制度に乗っかっていきたいと考えております。以上です。

U I J ターン応援プロジェクト

- 阿部沙希委員 2番、阿部沙希です。主要施策ナンバー157、U I J ターン応援プロジェクトについて質問させていただきます。主要施策補足説明資料 59 ページから 60 ページになります。60 ページの3番、事業費のところに関しまして、奨学金返還支援事業補助金の中で、町が認定する町内本店事業所に限定した理由は何ですか。また、指定の事業所とはどこですか。
- 商工労働係長 商工労働係長沖田です。ただいまの御質問に御回答いたします。まずこちらの認定事業所は企業からの申請に基づき認定することとしまして、要件としては町内に本店があり、正規社員を雇用する予定があること及び町税に滞納がないことということで、こちらの2点を要件としたいと思っております。また、認定した事業所を対象とするとした理由につきましては、先ほどの回答とちょっと重複しますが、雇用対策は行政と事業者が協力して進めていくことが重要だと考えております。こちらの認定事業者に事業所を登録いただくことで、町としても事業所の周知に協力し、事業所としても積極的に求人を増やす、また外から人を呼び込めていけるような手法を研究するなど、しっかりと事業者とタッグを組んでやっていきたいと思っております。また、町内に本店がない事業所を対象としていない理由でございますけれども、町外本店を対象とすると、やはり予算額が大きくなってしまいう理由、また、転勤などによって本人の意思とは関係なく転出してしまいう等ですね、費用対効果の面から町内本店を対象として実施していきたいと考えております。以上です。
- 阿部沙希委員 再質問させていただきます。この奨学金返還支援事業補助金の事業費、歳出内訳なのですが、1人の補助上限が36万円掛ける3人分で108万円とのことなのですが、U I J ターン応援プロジェクトという施策に対して、また、奨学金返還支援事業を契機として、町外からの担い手確保対策を進めたいという割には、若干人数が少ないように感じるのですが、今後、人数や補助金の支援の増員増額の見込みはありますか。
- 商工労働係長 はい。商工労働係長沖田です。ただいまの再質問に回答いたします。こちらの予算額につきましては、近隣自治体の状況等を踏まえ、初年度は3人分として予算を要求させていただきました。来年度からですね、様々な事業を通しまして、この利用人数をいかに増やしていくのかというところが重要だと思っておりますので、来年以降ですね、この人数を増やしていけるように頑張っていきたいと思っております。以上です。

観光推進体制整備事業

- 江口委員 はい。11番、江口智子でございます。主要施策番号160番、観光推進体制整備事業について質問をいたします。補足説明資料61ページの2、観光地域振興活動支援地域おこし協力隊を4名体制にということで、この中で1人当たりの報酬費が特別交付税の上限額が引上げられたため、予算額も増額というふうになっておりますが、この増額された分を4人で割り返したときに、家賃等の補助は除いて、純粋な給与として地域おこし協力隊が得る、その金額、大体1人当たりどのぐらいの増額になる見込みなのでしょう。
- 観光振興係長 はい。観光振興係長の篠永です。ただいまの江口委員の質問にお答え申し上げます。観光協会支援業務に当たる地域おこし協力隊の報酬につきましては、現行は1年目が18万円、2年目が19万円、月額ですね、3年目が20万円と段階的に昇給としていたところなんですけれども、今回の改正によりまして、1年目から報酬額が月額20万円と、1年目の単位であれば月2万円増、2年目の単位であれば月1万円の増となるところでございます。以上です。
- 江口委員 はい。11番、江口でございます。そうしますと、1年目も3年目も変わらず20万というところで、そこから所得税等を引いたら、若干もう少し下がるわけなんですけれども、3月補正の中で、なかなか対象地域からの応募がなかったとか、その2名が増員出来なかったということがありますので、地域おこしのやっている方たちから聞いた話では、やはりその横のつながりで、あそこの町がいいよとか、ここはこっちはこうだみたいな情報交換も結構頻繁にされているという話を聞きます。その中で町が独自に報酬をかさましとか積み増しをしているようなところが、どうしても人気というふうに聞いておりますが、そういった町として独自に少しでもこう上乗せをしていくということは考えていないのでしょうか。
- 観光振興係長 はい。観光振興係長の篠永です。ただいまの江口委員の再質問にお答え申し上げます。確かに中標津町の報酬額っていうのは、今回増額っていう方針にしましたけれども、以前からも報酬額が少し少ないんじゃないとか、常任委員会の中でもいろいろと御意見をいただいていたところでございました。現時点で報酬についてさらに積み増しをして募集をかけていくという予定はちょっとないんですけれども、住宅の借上料について町のほうで負担をしておりますですとか、報酬額については他の町に比べると少し物足りない印象があるかもしれませんけれども、そういった可処分所得が多くなるようなづくりですとか、あとは空港もあっていろいろと買物もしやすいですとか、都市部から移住してきて生活のしやすさというところを再度PRをして、採用につなげていきたいと考えております。以上です。

観光推進体制整備事業

- 長渕委員 はい。4番、長渕です。主要施策ナンバーが160番です。観光推進体制整備事業についてですけれども、事業を強化する予算措置というふうになっていまして、観光案内所だとか、そういう仕事も担うよだとか、4月以降は土日祝日も開けるよだとかっていうふうに、いい面が出てきているのかなというふうに思います。そんな中でも、中標津町の顔になる観光協会の場所に疑問を感じています。観光客がですね、中標津町に来たときに、まずどこに来ているのか、また、いろいろな交通手段があると思いますけれども、車で来た人、公共交通機関を利用された方、まずどこに向かうのかなどいろいろ調査して、きちっと拠点を作って中標津町の顔というものをきちっと示す必要があると思いますけれども、その必要性についてどう考えていますか。

○**観光振興係長** 観光振興係長の篠永です。ただいまの長渕委員の質問にお答えを申し上げます。まず今回の予算措置についての経緯でございます。観光協会は平成25年に一般社団法人化されまして、町からの補助も受けておりますが、会費や収益事業による自主財源で運営を行ってきたところです。しかし、体制の維持が困難となったため、町に対して補助金増額の支援の要望というのが寄せられました。このため、観光協会と協議を重ねまして、体制の維持に必要な所要額を積算し、今回、予算要求をさせていただいたというところでございます。これまで観光協会の観光案内所は商工会に委託をしまして、経済センター1階で運営をしております。しかし、利用状況は電話での問合せというのを中心というふうに伺っております。来所者数、問合せ件数も年々減少しているということが確認されております。次年度からは観光協会が直営で観光案内所を運営することになりますけれども、これまでの相談実績を踏まえまして、現時点では現在の事務所で案内業務を行う予定というふうに伺っております。以上でございます。

○**長渕委員** はい。一番お金のかからない方法と言えばそういうことになるのかなというふうに思いますが、今まで商工会のところだとか、バスの停留所のところだとか、センターですね。そういうところに人がうろうろして、少しでもそういうふうに観光案内所に行ってた方々が、今度また別の場所というふうになると、もっともっと観光案内所という部分で観光協会の場所だとか、そういうのを示すようなサインポールですとか、そういうものが必要なのかなと思いますけども、その辺はどういうふうに考えているのでしょうか。

○**観光振興係長** 観光振興係長の篠永です。ただいまの長渕委員の再質問にお答えをさせていただきます。まず、その移転に伴って場所を示すということなんですけれども、今までの問合せの状況は、踏まえての場所の変更とはなるんですけれども、これを機会にしっかり観光協会さんのほうで観光案内を行うっていうことをPRする、知っていただくっていう意味も込めて、例えば問合せの電話を今までの番号にかけたとしても、新しい番号をこちらで観光協会のほうで対応しますっていうようなアナウンスを流すですとか、それから町や観光協会のホームページ、SNSとかでも、しっかりとPRをしていきたいと考えております。またその問合せの状況を踏まえて、随時効果的な周知方法っていうのも検討していきたいと考えているところでございます。

○**長渕委員** はい。ぜひそういうふうにしていただきたいし、レンタカーの場所だとか空港、あとはバスターミナル、そこでそういう人たちが確実に観光協会が分かるように誘導するようなパンフレットだとか地図、そういうのをきちっと渡せるように検討していただきたいと思います。以上です。

観光施設整備改修事業

○**平山委員長** はい。5番、平山光生です。主要施策番号16一番、観光施設整備改修事業について質問いたします。今回、開陽台展望館のタイル補修工事等がですね、予算に上がっていますが、このタイル補修工事を活用したふるさと納税返礼品について何か検討はしていたのでしょうか。

○**観光振興係長** はい。観光振興係長篠永と申します。ただいまの平山委員長の質問にお答えをさせていただきます。まず今回、予算要求をさせていただいた開陽台の修繕なんですけれども、その必要性ですとかあと緊急性を考慮しながら順次進めているところでございます。特にタイル補修につきましては、タイルが剥離することで踏み外しなどの危険が生じて、来場者の危険が生じ、来場者の安全確保の観点から緊急性が高いと判断をしております。その

ため令和7年度に実施するための予算を要求したというところをごさいます、返礼品にするということというのは、検討はしていなかったところをごさいます。

○平山委員長 再質問させていただきます。今回緊急時だけということなんですが、引き続き多分、今後もタイルの補修が入ってくると思うんですけども、タイル自体に手形とかをつけることによってふるさと納税返礼品として、ほかの方の内地の地方の方もですね、このタイルに返礼品として活用することで、この金額を抑えることができるようになってくると思うんですけども、今後ですね、今回は緊急時必要分ということになって継続、今後多分全面的になってくると思うんですけど、こういった活用というのは今後考えられるのでしょうか。

○観光振興係長 はい。観光振興係長篠永でございます。ただいまの平山委員長の再質問にお答えをさせていただきます。返礼品の登録活用っていうちょっと視点は持っていなかったんですけども、そうですね、先ほど修繕については必要性や緊急性を考慮しながらというふうにお話をさせていただいたんですけども、今後、どのようなところから、どのように修繕を進めていくのかっていうことは、引き続き検討していくことになります。ちょっとその返礼品の登録となると時間がかかる部分もあるかもしれませんが、開陽台には多くのファンがいらっしゃいます。親しみを持ってほしい観光施設として町も考えているところをごさいます。そういった修繕の機会があるのであれば、応援したいという方もいらっしゃるかもしれません。資金獲得の手段として貴重な御意見をいただきました。今後の政策立案の参考にさせていただきたいと思っております。はい。よろしくお願いたします。

○平山委員長 はい。5番、平山光生です。再質問させていただきます。ふるさと納税の返礼品に意欲的に検討していただけるということなんですけれども、ふるさと応援制度の推進事業でもクラファンについて、クラウドファンディング型のふるさと納税も検討していくというふうに答弁がありましたので、この点も併せてですね、横のつながりで観光もふるさと納税のクラウドファンディング型のほうもですね、検討していただけたらと思うのですが、その辺についてはいかがでしょうか。

○総務部長 はい。ふるさと納税の返礼品に関する御提言でしたので、代わって私のほうから御答弁申し上げます。午前中にふるさと応援制度の中でも御答弁申し上げましたが、いろんなふるさと納税の寄附金の獲得のために、いろんな手法検討していかなければなりません。その一つとしてクラウドファンディング型のお話もさせていただきました。まさに委員長のお話のこの開陽台の展望館のタイルに必要な資金を集めるというのは、むしろふるさと納税の返礼品というよりはクラファン型のほうが適するのかなと思って聞いておりました。いろんな財源確保資金確保のために、いろんな手法検討していきたいと思っておりますので、御理解いただければというふうに思っております。

観光施設整備改修事業

○栗栖委員 はい。3番、栗栖陽介です。主要施策ナンバー161番、観光施設整備改修事業について御質問いたします。町民から足の不自由な観光客は開陽台の展望台まで上がるのは困難なため、駐車場で我慢をして、お土産販売所までは行けないとの声を聞きます。その対策整備の予定、またお考えはありますか。

○観光振興係長 はい。観光振興係長篠永です。ただいまの栗栖委員からの質問にお答え申し上げます。開陽台の修繕につきましては、観光協会からの提案ですとか、令和5年度に実施しました開陽台の活性化に向けた検討調査を踏まえて、必要性や緊急性を考慮しながら進め

ているところでございます。令和6年度には駐車場トイレのバリアフリー化を考慮した改築のほうを行っているんですけども、展望館のほうに向かうということにつきましてはですね、皆さん階段を登って上がっていらっしゃる方がほとんどではあるんですけども、裏の道路のほうを使って展望館の裏のほうに車両で上がっていくことが可能なんですよね。恐らくちょっと大変なので上には上がらず、ちょっとお土産というか展望館のほうには行かないで終わったっていう町民の方からの御意見あったということは、恐らくそういった裏から上がれるっていうことが、なかなかちょっと伝わっていなかったり、分かりづらい部分があるのかなというふうに思います。まずはそういった裏の道路を使って車両で展望館に上がることができるっていうことを理解していただけるように、ちょっと努めてまいりたいと思っております。以上でございます。

旬の食材活用推進事業（令和6年度終了）

○阿部沙希委員 2番、阿部沙希です。主要施策ナンバー162-2米印。旬の食材活用推進事業について質問させていただきます。事業終了となったようですが、こちらの事業の継続は検討なされましたか。

○観光振興係長 観光振興係長の篠永でございます。ただいまの阿部沙希委員の質問にお答えをさせていただきます。旬の食材活用推進事業は地域の旬の食材が集まる町、中標津町では旬のごちそうが味わえるというテーマで食の豊かさをPRする事業として、令和4年度から3年間展開しまして、認定店では地域の食を生かした、食材を生かしたメニュー開発をしていただきました。限定メニューの紹介を町のホームページをはじめとしまして、インスタグラム、フェイスブックで町内外にPRを行っています。また各認定店のほうでもPRを行っていただきました。一定の成果は得られたというふうに、中標津旬の食材活用推進協議会会長とも協議の上、判断をさせていただいたところでございます。以上です。

以下は質疑なし

- ・一般会計予算歳出以外
- ・町営牧場特別会計予算の質疑

予算審査特別委員会質疑（3/10）議場

【建設水道部】一般会計予算歳出

未利用財産利活用推進事業

- 阿部隆弘委員 6番、阿部隆弘でございます。主要施策番号19番の未利用財産利活用推進事業について御質問いたします。建物鑑定意見評価の2か所と聞いておりましたので、旧西児童館以外、どこを想定しているか、予定しているか教えてください。
- 管財係長 管財係長の工藤です。ただいまの阿部隆弘委員の御質問にお答えいたします。令和7年度の未利用財産利活用推進事業におきましては、2件の建物付土地について、不動産鑑定士による意見価格を求めるものでございますが、対象の物件につきましては、西5条北3丁目に所在する旧西児童館の建物及び敷地のほか、東1条南4丁目に所在する町有住宅2棟及びその敷地となっております。なお、町有住宅の位置について補足させていただきますと、中標津総合歯科診療所の南側に隣接する場所となっております。以上でございます。

除雪事業

- 栗栖委員 はい。3番、栗栖陽介です。主要施策ナンバー173番、除雪事業について御質問いたします。物価高騰により燃料費、除雪車両、除雪機等の修理メンテナンス費用も上がっておりますので、令和7年度は230万円しか予算が増えておりませんが、その経費を上げるべきではないでしょうか。
- 管理主査 管理主査の井上です。ただいまの栗栖委員の質問にお答えします。除雪事業費における除雪委託料の積算に当たりましては、国土交通省の標準積算基準に準じて算出しており、労務単価や燃料費などの物価高騰分も勘案された中で、適正費用で委託契約を締結しております。以上です。
- 栗栖委員 ただいまの答弁に再質問させていただきます。修理等のメンテナンス費用というのは確実にかかってきますので、その辺の認識はされてはおられると思うんですけど、そういった経費も考えて上げるべきではないでしょうか。
- 管理主査 管理主査の井上です。ただいまの質問にお答えします。機械分の上昇分も予算の中に入れております。以上です。

橋梁長寿命化修繕事業

- 長渕委員 はい。4番、長渕です。主要施策ナンバー179番、橋梁長寿命化修繕事業について聞きます。冬季間の橋の状態も確認しているのかっていうのは、氷だとか雪だとかそういうのがたくさんたまっているとき、何となくその揺れがすごいなというふうに思っています。そのときの耐震性の把握はしているのでしょうか。
- 管理係長 はい。管理課管理係長の石塚です。ただいまの長渕委員の御質問にお答えいたします。町が管理する橋梁につきましては、5年に1回の法定点検に加えまして、95橋の状況把握につきましては、中標津明日に架ける橋プロジェクトの一環として締結した中標津建設業協会との協定による点検を毎年実施しております。また、その他夏季冬季にかかわらず職員が道路パトロールの際に目視ではございますが、都度、状況把握は行っている状況にござ

います。また、耐震性につきましても把握しておりまして、町が管理する橋梁は全て国土交通省が目標として示している耐震性能のうち、地震による損傷が橋として致命的とならない性能以上を有していると判定されておりますが、橋の耐震性能には地震のレベルや橋の利用状況、防災計画上重要な橋などにより目標とされる耐震性能に段階があるため、そのことによる耐震性能を満たしていないとされる橋梁も5橋ございます。しかしながら、その5橋につきましても、致命的とならない性能を有していると判定されておりますので、直ちに地震によって崩壊するという危険があるものでございませぬ。なお、現在本町の橋梁長寿命化計画に基づきまして、橋梁の補修を優先して実施しております。補修が一段落した後に橋の耐震補強についても検討を進めてまいりたいと考えております。以上です。

○長渕委員 はい。今の少し聞いてほっとしたんですが、建設業協会さんが、そういうその善意をもとにいうか、そういうのをもとに橋梁の検査をしているというのは知っています。それでも夏の時期っていうかですね、冬にやっていないんじゃないかなというふうに思いまして、その分がちょっと気になったのと、あと標津川、一方方向で標津川が標津のほうに流れているわけですけども、役場、消防、重要な施設が川の反対側にあつて川の向こう、町側には何もそういう緊急車両だとか、そういうものがない状態なものですから、そういう耐震についても、十分強度を保ったものだということが担保されていけば問題ないので、ありがとうございます。以上です。

道路照明灯LED化整備事業

○武田委員 はい。1番、武田開人です。主要施策ナンバー184番、道路照明灯LED化整備事業について質問させていただきます。道路照明灯のLED化について、令和7年度で全数のLED化の完了となりますでしょうか。

○管理主査 管理課管理主査蝦名です。ただいまの武田委員の質問にお答えします。街灯には道路照明灯と防犯灯のほか、交通安全灯、商工灯がございますが、当課で実施しております道路照明灯のLED化については、令和4年度から事業開始しておりますが、令和4年度から令和6年度の3か年で中標津市街地の道路照明灯のLED化が完了しました。令和7年度に残りの計根別市街地、郊外地の道路照明灯LED化の工事を予定しており、これが完了しますと道路照明灯の全数LED化が完了となります。以上です。

○武田委員 再質問させていただきます。道路照明灯以外で建設水道部さんで管理されている物件等で、LED化されていない蛍光灯など残っているところというのは把握されておりますでしょうか。

○管理係長 はい。管理課管理係長の石塚です。ただいま武田委員の再質問にお答えさせていただきます。道路照明街路灯の他につきましては、当課で管理している公園のLED化がまだ済んでおりませぬので、今後、公園の街灯につきましては、今後、LED化の検討をさせていただこうと考えております。以上です。

緑ヶ丘森林公園キャンプ場利用促進事業

○佐久間委員 8番、佐久間ふみ子でございます。主要施策188番、緑ヶ丘森林公園キャンプ場利用促進事業について質問をいたします。補足資料の68、69ページのほうでなんですが、69ページの図面のほうでも、今年度ですね、新フリーサイト、オートサイト等が整備されまして、公園内の利用範囲が拡張されております。それでお聞きしたいのは、令和7年度から

の5月からですね、の管理体制ということで、現在、お二人が管理等の管理運営をされているということで、この管理体制はどのようになるのかお聞きいたします。

- 管理主査** はい。管理課管理主査の蝦名です。ただいまの佐久間委員の質問にお答えします。管理体制でございますが、令和4年度から現在の指定管理者である株式会社都市施設管理センターに委任しており、令和7年度が指定管理の最終年となります。なお、管理体制につきましては、指定管理者が決めることでありますが、指定管理者制度は公の施設の管理に民間事業等の有するノウハウを活用することにより、多様化する住民ニーズに、効果的、効率的に対応していくことを目的としていることから、町としましては、さらにより良い管理運営を期待するところでございます。以上です。
- 佐久間委員** はい。このキャンプ場ももっと拡張されまして、今、私も言いましたように二人体制で、現在、現在っていうか、運営ずっとされてきていまして、1人の人は当然管理棟のほうで受付とかそういう業務につくと。もう1人の方が外の周りの草刈りであるとか掃除であるとか、そういう業務を担当してるといことなんですね。それがこの実質この1人の方がこの周りずっとオートサイトであるとかフリーサイトのそれぞれバンガローであるとか、そういうところを1人で回るってことは大丈夫なのかなって正直ちょっと心配もしているんですけども、先ほど言ったように指定管理者のほうともその辺は、何て言うんでしょうかね、連絡、連携、調整とかは取れているのでしょうか。
- 管理課長** 管理課長の徳永でございます。ただいまの佐久間委員の再質問にお答えさせていただきます。森林公園の管理体制につきましては、都市施設管理センターのほうで清掃だとか草刈りだとかっていう部分につきましては再委託もされていますので、2人体制で全てをやるってということではないというふうに私も思っていますし、その辺の人の体制につきましても、町の委託の業務の締結の部分の関係してきますので、そこはですね、相談を受けながら利用者の方に不便のないような管理体制を、お互いに協力協議をしながら進めていきたいというふうに考えております。以上です。
- 佐久間委員** はい。ありがとうございます。今後についても相談しながら、連携を取ってやっていただければと思います。もう1点、今後ですね、このように結構予算もついてこういうすばらしいキャンプ場ができ上がりました。今後ですね、キャンプ場、このキャンプ場を通年利用していくってことは考えていらっしゃるでしょうか。
- 管理主査** 管理課管理主査蛸名です。ただいまの佐久間委員の質問にお答えいたします。緑ヶ丘森林公園キャンプ場の通年利用についてでございますが、通年利用の可能性について、内部での協議及び現在の指定管理者である株式会社都市施設管理センターと話し合いをしておりますが、今のところ通年利用を行う予定はございません。以上です。

緑ヶ丘森林公園キャンプ場利用促進事業

- 山口副委員長** はい。7番、山口雄彦です。同じく主要施策ナンバー188番、緑ヶ丘森林公園キャンプ場利用促進事業について伺います。この事業は令和3年度から行われておりまして、令和5年度にはオンライン予約、それから6年度には改修して、かなり改修のほうも進んでおります。そこでお伺いします。利用客なんですけれども、令和5年度、6年度について、どのぐらい伸びているかお聞かせください。
- 管理主査** 管理課管理主査の蝦名です。ただいまの山口副委員長の質問にお答えします。本町緑ヶ丘森林公園キャンプ場における宿泊利用者数の実績推移でございますが、新型コロナウイルスによりキャンプがコロナ禍での過ごし方として注目されたところですが、令和3年

度はコロナ第5波の影響などから、利用者数はコロナ前と比べて3割程度落ち込み約1500人となってございます。利用者数は令和4年度から徐々に回復の兆しが見え始め、令和4年度は約2000人とコロナ前と比べて1割程度の落ち込みまで回復、令和5年度はコロナ前を2割程度上回る約2700人との利用となりました。令和6年度はリニューアル工事に伴い、フリーサイトの一部とバンガローB棟を6月から10月まで利用制限していたことにより、コロナ前と比べると約3割程度の落ち込み、約1400人となっております。以上です。

都市公園安全・安心対策事業

- 長渕委員 はい。4番、長渕です。主要施策ナンバー189番、都市公園安全安心対策事業についてお聞きします。安心対策事業とは、遊具だとかの他というふうになっていますけれども、その他とは何でしょうか。
- 管理係長 はい。管理課管理係長の石塚です。ただいまの長渕委員の御質問にお答えいたします。御質問の安心対策事業でございますが、安全と安心はセットで用いられることが多くてですね、本事業につきましても国土交通省管轄の都市公園安全安心対策総合事業に関連する事業でございます。公園利用者が安全で安心して利用できる都市公園の整備を推進することを目的としておりまして、本町の公園長寿命化計画に基づき計画的修繕、計画的な修繕、改築、更新を行うことための事業でございます。事業名を都市公園安全安心対策事業としているところでございます。こちら7年度の事業につきましては本町の公園長寿命化計画に基づきまして、都市公園2公園の中央児童公園、まこと児童公園の遊具更新のための調査設計委託業務及び資材実勢価格調査事業に関連して発生する旅費など事務費となっておりますが、基本的には長寿命化計画に基づきまして遊具を更新していくというところでございます。以上です。
- 長渕委員 再質問させていただきます。近年、大きな木、公園のところにも結構生えていまして、中標津町内でも樹木を伐採するときに、住民の反対で切れなかったという事例もあったと思います。そんな中で公園に生えている大木についての安全なのかどうなのかという調査と、それを根拠に伐採するのかわからないのかということ、それらも入っているのかちょっと確認したかったんですけど。
- 管理係長 管理係長の石塚です。ただいまの長渕委員の再質問にお答えさせていただきます。現在の長寿命化の計画の中にはですね、大木に関する調査ですとか、老朽木に対する調査ですとか、そういうのはちょっと入っていないんですけども、通常の管理の中で実際にパトロールではないですけど、公園を歩いて老朽化している木を調査ですとか、そういうのをですね、調査というかチェックはしてまして、余りに古いものですとか、枯れてるものですとか、そういうものは倒れる前に撤去している状況ではございます。
- 長渕委員 はい。確認しているのご苦労さまです。ただ、あれだけ大きな木が町なかの公園にも自生してるのは、生えているのは分かっているとありますが、あれを撤去して違う木を植えるとしても、物すごい大変な労力が必要になってきます。その中で危険でないような状態の木に変えていくとか、そういうことをしなかったら、何か事が起きてからでは遅いと思いますので、今、台風だとかいろんなことが想定外のものが起きますので、是非もう一度検討して、本当に安全で安心な公園を策定していただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

【建設水道部】 一般会計予算歳入

地域対応活用住宅使用料

- 高橋委員 12番、高橋善貞です。歳入について質問させていただきます。予算書のページが22ページになります。この中で地域対応活用住宅使用料というのが76万2000円計上されています。この内容は、提案理由の説明のときにもありましたが、東中公営住宅を計根別に今建設中の株式会社明治の工事関係者の宿舎とするために貸すんだということでした。そして、質問なんです、これいつまで宿舎として株式会社明治の工事関係者にこの公営住宅を貸すのか。そして、仮に明治の工事が予定よりも長引けば、その分また延長して公営住宅を貸すのか。この辺をちょっと教えてください。
- 住宅係長 はい。都市住宅課住宅係長の松井です。高橋委員の御質問にお答えいたします。現在、計根別地区では建設が行われている株式会社明治の新工場の第1製造棟について令和6年4月から令和8年4月にかけて建設工事が進められているところでございます。この間、工事関係者の宿泊施設の確保が厳しい状況であることから、町では現在、建て替え事業により政策空き家となっている東中公住11戸について、国の承認を受けて、令和6年10月から令和8年3月まで、工事期間、工事関係者の宿舎として、目的外使用できるように準備をしているところでございます。実際に暖房設備がないことなどから、令和7年度については4月から10月までの7か月間の使用を見込んでいるところでございます。なお、今後、時期は未定ですが、第2製造棟の建築が予定されていると聞いておりますので、工事関係者から申出があった場合には、対応を検討していきたいと考えております。
- 高橋委員 答弁はいいですか。大丈夫ですか。
- 住宅係長 はい。工期が延びた場合は東中公住の延長するかという御質問ですが、今のところ東中公住使用は令和7年度で終了するものと考えております。工期の延長などがあつた場合、工事関係者から東中工事の使用について、延長の申出があつた場合には、検討を対応を検討していきたいと考えております。
- 高橋委員 はい。分かりました。延長する場合もあるということの解釈でいいかと思えます。最後の質問なんです、ここに入る入居者の方というのは、今年もそうでしょうし、4月から10月ぐらいまで入居されるっていう話、答弁で聞きました。この入居者の方は中標津町に転入届を提出するのでしょうか。つまり中標津町の町民になるのかどうか、その辺もちょっと教えてください。
- 都市住宅課長 都市住宅課長の太田でございます。ただいまの高橋委員の御質問にお答えいたします。この入居者の方が中標津町に住民票を移すかどうかという話なんです、今回のですね、公営住宅の目的外使用につきましては、あくまで臨時的な措置ということですので、通常であれば町営住宅については住民票を移していただいた方、中標津町民の方にお貸しするんですけども、今回の目的につきましては、あくまで町外から来るですね、工事関係者を入居させるための措置でございますので、住民票については移さなくても入居していただくというような措置になります。
- 高橋委員 すみません。しつこくて。今年の10月に国勢調査があるんです。国勢調査っていうのは住民票が移さなくても、そこに3か月以上住んだ方は、人口の中でカウントされますよね。ということはここに入居された明治の工事の関係者は、国勢調査で人口の中でカウントされるというふうに判断していいんですか。
- 総務部長 国勢調査に関する御質問ですので、代わって私のほうから御答弁申し上げます。

委員の御指摘のとおりですね、今年10月1日を基準日として国勢調査全国一斉に行われます。また、国勢調査にカウントする住民というのは、委員のおっしゃるとおり住民票があるなしにかかわらず、3か月前ですので7月1日現在から継続して10月までに生活の本拠が中標津あるかどうかということが判断材料でありますので、特に明治の関係者につきましては、7月からかなりの工事関係者が中標津で生活しながら工事するものというふうに聞いておりますので、制度に則って可能な限りカウントしていくべきというふうを考えておりますし、当然、住民票が本来ある町との調整も踏まえて、もちろんダブルカウント出来ませんので、その辺も実際に住民票のある市町村との調整も踏まえて、カウントできるものは本町の国勢調査でカウントしていくという姿勢で臨んでいきたいというふうに考えてるところでございます。

【建設水道部】 下水道事業会計予算

下水道管路施設修繕事業

- 栗栖委員 はい。3番、栗栖陽介です。主要施策ナンバー253番、下水道管路施設修繕事業について質問いたします。人孔、マンホールですね、これの10基の調査等の予算がついておりますが、過去から不明水の改善というのは余り見られていないと感じるんですけど、今までの対策の成果、そして、今後の計画としてはどのように考えておられますでしょうか。
- 下水道係長 下水道係長の仁木と申します。ただいまの栗栖委員の御質問にお答えさせていただきます。この不明水対策の工事に関してなんですけれども、こちらは平成27年度から実施してございまして、当時の平成27年度の有収率というのが70.2%あったものが、この対策工事を毎年やらせてもらっておりまして、今現在の令和5年度までで81.9%まで上がっている状況でございます。以上のことでこの対策工事はいい方向に向かってというか、ことになっていると考えております。以上です。
- 栗栖委員 はい。再質問させていただきます。数字上ではそうなんですけれど、下水管の損傷等とかの過去のそういった状況とか、そして今後の計画はどのように考えられていますか。
- 下水道係長 ただいまの御質問に答えさせていただきます。下水道係長の仁木です。今後につきましても例年と同じようにですね、この不明水対策工事については実施していく予定してございまして、この工事やる中で実際に侵入水がある場所の調査ですとか、調査関係をやりますと侵入水の多い場所ですとか地下水の多い場所などの補修工事のほう、ずっと今後もやってく予定をしていることで考えております。以上です。

以下は質疑なし

- ・水道事業会計予算
- ・簡易水道事業会計予算
- ・議案第25号. 中標津町手数料条例の一部を改正する条例制定について
- ・議案第27号. 中標津町公園条例の一部を改正する条例制定について